

第1

令和6年の国会の動き

1 国会の召集及び会期

- 令和6年には、第213回国会（常会）、第214回国会（臨時会）、第215回国会（特別会）及び第216回国会（臨時会）が召集された。
- 第213回国会は、令和6年1月26日に召集され、会期は6月23日までの150日間であった。
- 第214回国会は、10月1日に召集され、会期は10月9日までの9日間であり、9日に衆議院が解散された。
- 第215回国会は、11月11日に召集され、会期は11月14日までの4日間であった。
- 第216回国会は、11月28日に召集され、会期は12月21日までの24日間であったが、3日間延長され、12月24日までの27日間となった。

2 国会の主な動き

(1) 概況

【第213回国会（常会）】

第213回国会は、令和6年1月26日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、厚生労働委員長外3常任委員長の辞任が許可され、同委員長外3常任委員長の選挙が行われ、引き続き、災害対策特別委員会等の8特別委員会が設置された（なお、このうち「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」は、4月11日の本会議の議決により、「政治改革に関する特別委員会」に名称等が変更された。）。なお、議事に先立ち、令和6年能登半島地震による犠牲者の冥福を祈り、黙祷が捧げられた。

また、召集日に施政方針演説等は行われず、1月29日、予算委員会で政治資金問題等についての集中審議が行われ、翌30日、岸田内閣総理大臣の施政方針演説等、政府4演説が行われた。

この国会では、自由民主党の政策集団（派閥）等における政治資金収支報告書の不記載の問題を受けて、政治資金の透明化のための改革や政治に対する信頼回復に向けた取組、元日に発生した令和6年能登半島地震の被災者に対する生活再建等の支援や地域の復旧・復興のための取組などが焦点となったほか、少子化対策や子育て支援策、デフレからの完全脱却や物価上昇を上回る賃上げの実現、急激に進む円安の影響やその対策、日銀の金融政策（マイナス金利の解除）、マイナ保険証の利用促進、能動的サイバー防御の実現、ガザ地区の人道状況などについて議論が交わされた。また、委員の申立て及び議員の申出があったことを受け、その審査のための政治倫理審査会が開会された。

この国会で成立した主要な法律案としては、重要経済安保情報の指定、提供、取扱者の制限など

必要な事項を定める「重要経済安保情報保護活用法案」及び特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加する「経済安全保障確保推進法改正案」、食料安全保障の抜本的強化、環境と調和のとれた産業への転換、生産水準の維持発展と地域コミュニティの維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本施策等を定める「食料・農業・農村基本法改正案」、子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するため、妊婦等に対する支援給付の創設や児童手当の支給期間の延長、子ども・子育て支援金制度の創設等を定める「子ども・子育て支援法等改正案」、在留カード等と個人番号カードの一体化を可能とするとともに、地方出入国在留管理局又は市町村における手続の一元的処理を可能とする「入管法等改正案」及び現行の技能実習に代わる新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設するほか、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる「入管法及び外国人技能実習適正実施法改正案」、物資の流通の効率化等を図るため、所要の措置を講ずる「物流総合効率化法・貨物自動車運送事業法改正案」、地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るとともに、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例の創設等の措置を講ずる「地方自治法改正案」、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、政治資金監査の強化、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、いわゆる政策活動費の用途明細の公開の導入等の措置を講ずる「政治資金規正法改正案」などがある。

このほか、次期戦闘機の第三国輸出解禁及び防衛装備移転三原則の運用方針の改定、人口減少問題とそれに伴う働き手不足の問題、定額減税、物価高騰対策、安定財源の確保のための子ども・子育て支援金制度、4月の岸田総理の米国公式訪問の意義、中東情勢や日中関係、GX（グリーントランスフォーメーション）やDX（デジタルトランスフォーメーション）への更なる取組、ライドシェア導入、離婚後の共同親権、いわゆる日本版DBS法案（教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み）など広範な議論が行われた。



第213回国会開会式

施政方針演説及び代表質問

1月30日、衆参両院の本会議において、岸田内閣総理大臣の施政方針演説、上川外務大臣の外交演説、鈴木財務大臣の財政演説及び新藤経済財政政策担当大臣の経済演説の政府4演説が行われた。

【政府4演説の全文及び質疑の要旨については、第2-1（49ページ）参照】

岸田内閣総理大臣は、冒頭、元日に発生した令和6年能登半島地震によって亡くなられた人々へのお悔やみと被災者へのお見舞いの言葉とともに、多くの人々が不眠不休で、救命救助活動やイン

フラ復旧に当たっていることに感謝の意を示した。

政府として、切れ目なくできることは全てやるという考え方で震災対応に全力で取り組み、令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部を新たに設置し、被災者の生活と生業支援のためのパッケージを着実に実行し、被災者の帰還と能登を含めた被災地の再生まで責任をもって取り組む決意を示した。

そして、日本経済の色々な場面で「新たな力」が動き出しているとの認識の下、30年ぶりの水準となった賃上げ、設備投資、株価など明るい兆しが随所に出てきており、長い間、日本経済に染み付いたデフレから完全脱却し、熱量溢れる新たな成長型経済に移行していくチャンスを手にしており、これを掴み取り、絶対に後戻りさせないという強い決意が政治に問われており、令和6年を、「これまでの積み上げを形に」し、国民に「成果を実感していただく年」とするため、政治の総力を挙げて取り組もうと呼びかけた。

また、自由民主党の政策集団の政治資金問題で、国民から疑念の目が注がれる事態を招いたことは、極めて遺憾であり、心からお詫びを述べ、制度面での改革について各党各会派との協議を経て、政治資金規正法改正など法整備を実施するとともに、党内の政策集団が「お金」と「人事」から完全に訣別することを決め、政治の信頼回復に向けて、総理自身が先頭に立って、これらを必ず実行していくと述べた。

岸田政権の最大の使命が経済の再生であるとし、とりわけ、賃上げが喫緊の課題として求められており、30年ぶりの高い賃上げ水準、最低賃金も最大の上げ幅となった昨年の流れを今年につなげ、国民に実感してもらうため、政府による公的賃上げも行うとして、全就業者の14%を占める医療や福祉分野で働く人々に対して、物価高に負けない確実な賃上げを実現し、公共事業や給食をはじめ公共サービスの調達でも賃上げがしっかりと行われるように単価設定と調達制度改革を進め、その上で、中小企業やパート、非正規で働く人々の賃上げに取り組むと述べた。

急激な物価高対策としては、ガソリンや電気・ガス料金では家庭や地域の足の負担抑制のため、激変緩和措置を講じてきており、また、住民税非課税世帯への一世帯7万円の追加給付も動き出してきたところであり、より幅広い低所得者世帯への給付、子育て世帯への追加給付など、きめ細かい支援を進めていくとした。

そして、本丸である物価高を上回る所得の実現のため、あらゆる手立てを尽くさなければならないとして、政労使の意見交換において、令和5年を上回る賃上げを強く呼びかけ、春季労使交渉ではそれに呼応する動きが広がっており、政府としてもモメンタムを保っていけるよう全力を挙げると述べた。

また、春からの賃上げに加えて、6月からは一人4万円の所得税、住民税減税を行い、可処分所得を下支えし、官民が連携して、「賃金が上がり、可処分所得が増える」という状況を確実に作り、「賃金が上がることが当たり前だ」という前向きな意識を社会全体に定着させていくとした。

賃上げを生み出す企業の稼ぐ力の強化については、設備投資を更に進めるため国内投資促進パッケージで、水素や半導体など未来志向の戦略的投資を促進するため、初期投資のみならず、生産段階でのコストにも着目した税額控除措置を講じるなど、過去に例のない投資減税や補助を講じることとした。加えて、地域経済をけん引する中堅・中小企業も、省力化投資の支援措置などで後押しすると述べた。

脱炭素と経済成長の両立を図るGXについてはこれを進め、世界初のGX経済移行債を活用して、産業・暮らし・エネルギーの各分野での投資を加速し、今国会には、水素、CCS（二酸化炭素回収・貯留）、洋上風力の導入拡大のための法律案を提出するとした。さらに、カーボンプライシング制度の令和8年度本格導入に向け、大企業の参加義務化等を視野に法定化を進めるとし、脱炭素と安定供給に向けた有効な手段の一つとして、原子力発電を安全最優先で引き続き活用していくとし

た。

イノベーションについては、AI、宇宙分野、バイオ、量子、フュージョンエネルギーに言及し、AIについては、規制と利用促進を一体的に進め、宇宙分野については、アルテミス計画を民間と共同で進めるとともに、バイオ、量子、フュージョンエネルギーなどの技術についても中長期的視点をもって取り組んでいくとした。

スタートアップについては、「スタートアップ育成5か年計画」を加速し、新しい挑戦を後押しするとともに、成長意欲が高い中堅企業に対する支援も拡充するとした。

大阪・関西万博については、オール・ジャパンで進めていくとし、主要な費用については、その適正性を継続的にモニタリングしていくとした。

また、2,000兆円を超える日本の個人金融資産を役立て、家計の資金が投資に向かい、企業価値向上が家計の所得増につながり、更なる投資や消費が生まれるという好循環の実現を目指すとした。

経済についての締めくくりとして、経済あつての財政であり、まず経済を立て直し、そして財政健全化を着実に進めると表明した。

日本社会の最大の戦略課題は「人口減少問題」であるとの認識の下、いま政府ができることは全てやるとの構えで全力を挙げるとの決意を示した。

こども・子育て政策については、前例のない規模で抜本的な強化を図ることにより、我が国のこども一人当たりの家族関係支出は、GDP比で16%とOECDトップのスウェーデンに達する水準となり画期的に前進するとし、徹底した歳出改革等によって財源を確保することを原則とした上で、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することで、国民に実質的な負担が生じないこととした。児童手当の抜本的拡充、高等教育の負担軽減、保育所の76年ぶりの配置改善、児童扶養手当の拡充など、本格実施するために必要な法律案を今国会に提出することとしているほか、こどもの性被害を防止する実効的な法制度についても検討を進めるとした。また、教職員の処遇見直しを通じた質の向上も図っていくとした。

女性の活躍については、女性役員比率の目標等に向け、人材の採用・育成を支援し、男女ともに仕事と育児の両立ができるよう支援策を充実させていくとした。また、認知症への対応については、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が生きがいを感じられ、その尊厳が損なわれることなく、多様性が尊重される、包摂的な共生社会を実現すると述べた。

デジタル行財政改革については、人口減少に適応しつつ、国民のニーズの多様化、複雑化に対応するため、デジタルの力をいかし、公務員の数を増やさずに行政サービスを持続できる環境を作るとともに、デジタルと規制改革を組み合わせることで課題を解決していく方策を実行し、デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの利便性向上を徹底的に進めるとした。

特にライドシェアの課題については、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した新たな運送サービスが令和6年4月から実装されるよう、制度の具体化と支援を行い、これらの施策の実施効果を検証しつつ、ライドシェア事業に係る法制度についても議論を進めるとした。

地方創生については、観光や農業などの基幹産業の発展を支援し、安心して暮らせる地域を守り抜くとの考えを示し、観光分野では、2030年訪日客6,000万人、消費額15兆円を目指しながら、オーバーツーリズムを防止し、観光地、観光産業の高付加価値化と地方部への誘客を強力に推進するとした。また、農業では、直面する食料や肥料の世界的な需給変動、環境問題、国内の急激な人口減少と担い手不足といった国内外の課題を正面から捉え、農政を抜本的に見直す方針を表明し、農政の憲法と位置付けられる食料・農業・農村基本法について、制定から四半世紀を経て初の本格的な改正を行うとともに不足時の食料安全保障の強化などを体系的に推進するため、今国会に改正法案等を提出するとし、グリーン農業など、環境に配慮した持続可能な農林水産業及び食品産業への転換、農林水産物の一層の輸出を促進するとした。

防災・減災、国土強靱化^{じん}の取組については、能登半島地震を含め、激甚化する自然災害を踏まえ、ハード、ソフト両面から、流域治水やインフラ老朽化対策を継続的に進める方針を示した。

福島の復興は、政権の最重要課題であり、政府としても全力で取り組むとした。また、ALPS処理水放出を受けた中国等による日本産水産物の輸入停止の即時撤廃を求めるとともに、国内需要拡大や新たな輸出先の開拓、国内での加工体制の強化等を着実に進めるとした。

外交・安全保障については、国際社会は緊迫の度を一層高めているとの認識を示し、日本ならではのアプローチで、世界の安定と繁栄に向け国際社会をリードする意欲を示した。

日米関係については、4月前半に予定している訪米などの機会を通じ、両国関係を更に拡大、深化させ、日米同盟を一層強化して我が国の安全保障を万全なものとし、地域の平和と安定に貢献し、サプライチェーンの強靱化^{じん}や半導体に関する協力など、経済安全保障分野における日米間の連携を強化するとした。

また、日・ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の成果も踏まえ、日米豪印なども活用しつつ、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の推進における協力を一層進めていくとした。

日韓関係については、尹大統領との信頼関係を礎に、幅広い連携を更に拡大、深化させるとともに、日米韓3か国での戦略的連携や、日中韓の枠組みを前進させる考えを示した。

日中関係については、これからも、戦略的互惠関係を包括的に推進するとともに、我が国として主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案を含め対話を行い、共通の諸課題については協力する、建設的かつ安定的な関係を日中双方の努力で構築していくとした。

対露制裁、対ウクライナ支援については、これを今後とも強力に推し進めるとし、日露関係は厳しい状況にあるが、我が国としては、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持すると述べた。

北朝鮮との関係については、時間的制約のある拉致問題はひとときもゆるがせにできない人道問題であり、政権の最重要課題であるとするるとともに、北朝鮮による核・ミサイル開発は断じて容認できないとして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現し、日朝関係を新たなステージに引き上げるとした。また、日朝平壤宣言に基づき、北朝鮮との諸問題を解決するためにも、金正恩委員長との首脳会談を実現すべく、総理直轄のハイレベルでの協議を進める意向を示した。

令和5年の広島サミットでの成果を土台としながら、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持強化を進め、ブラジルでのG20などの機会を捉え、グローバルサウスとの連携も深め、世界を分断や対立から協調に向け導いていくとともに、食料危機や気候変動、感染症などの世界的諸課題に対しても、日本ならではの強みをいかしつつ、人間の尊厳を中心に据えた外交、国際協力を推進するとの意欲を示した。

核軍縮をめぐる情勢については、厳しさを増しているが、令和5年に発出した「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」を強固なステップ台としつつ、核兵器のない世界に向け、現実的で実践的な取組を継続、強化していくと表明した。

我が国が戦後最も厳しい安全保障環境のただ中にあることを踏まえ、防衛力の抜本的強化を着実に具体化するとともに、これに必要な財源確保についても、令和4年末の閣議決定の枠組みに基づいて方向性を明確化し、取り組むとした。

また、普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指し、辺野古への移設工事を進め、沖縄経済を強化すべく支援を継続するとした。

さらに、経済安全保障の抜本的強化が急務であるとして、セキュリティ・クリアランス、サイバーセキュリティ強化に取り組むとした。

憲法改正については、衆参両院の憲法審査会において、活発な議論が行われたことを歓迎し、国会の発議に向け、これまで以上に積極的な議論が行われることを期待するとした。

安定的な皇位継承等への対応については、皇族数確保のための具体的方策等を取りまとめ、国会に報告しているところであり、早期に立法府の総意が取りまとめられるよう、国会において積極的な議論が行われることを期待するとした。

最後に、被災地で、また被災地にとどまらず、様々な場面で「新たな力」が生まれていることに気付かされるとし、この営みをつなぎ合わせ、デジタル、グリーン、官民連携、スタートアップなどの新しい要素と組み合わせていくことにより、明日は今日より良くなる日本に向かう確かな力になっていくと確信していると述べ、与野党の立場はあるが、議員各位とともに次の世代のために全力を尽くそうと呼びかけた。

これに対する代表質問は、1月31日及び2月1日に行われ、自由民主党の政策集団に関わる政治資金問題等を受けた政治への信頼回復に向けた政治改革の取組、能登半島地震の被災者支援に向けた取組などが議論されたほか、持続的賃上げに向けた取組と中小企業の賃上げ対策や物価高対策などについて議論が交わされた。また、子ども・子育て支援については、子ども・子育て支援金制度の創設、高等教育費の負担軽減、給食費の無償化、少子化対策に関する加速化プランなどが論点となったほか、外交問題では、中東情勢、ウクライナ支援、日中関係、拉致問題をはじめとする北朝鮮問題、グローバルサウスとの連携などについて議論が交わされた。その他、物流・建設業の2024年問題、マイナ保険証、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度の必要性、外国人技能実習制度の在り方、大阪・関西万博、原発問題、憲法改正、安定的な皇位継承などについて、幅広い議論が展開された。

参議院においては、2月1日及び2日に代表質問が行われた。

令和6年度予算審議

令和6年度予算は、歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れをつかみ取るための予算であるとされた。

具体的には、医療、福祉分野の現場で働く人々の処遇改善をはじめとした物価に負けない賃上げの実現に向けた取組の推進、こども未来戦略に基づく加速化プランの迅速な実施、我が国周辺の厳しい安全保障環境を踏まえた防衛力の着実な強化などの施策が盛り込まれた。

また、賃上げ促進の環境整備を含め、物価高対策に必要な経費に予期せぬ不足が生じた際に機動的に対応するために、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費に1兆円が計上された。さらに、令和6年能登半島地震への対応として、復旧・復興の段階などに応じて切れ目なく機動的に対応するために、一般予備費については前年度当初予算に対し5,000億円増額し、1兆円が計上された。一般会計総額は、112兆5,717億円となり、過去最大となった前年度当初予算に対し1兆8,095億円の減額となった。

令和6年度予算は、2月2日の予算委員会で趣旨説明の聴取が行われ、集中審議、公聴会、分科会などを含めた同委員会での審査を経て、3月2日の本会議において、記名投票の結果、可決され、3月28日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、第3-14予算委員会（312ページ）参照】**

主な議案の審議

国際情勢の複雑化等に伴い、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要である情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、提供、取扱者の制限など必要な事項を定める「重要経済安保情報保護活用法案」及び経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為が多様化し、安全保障を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加する「経済

安全保障確保推進法改正案」が2月27日、内閣から提出された。両法律案は、内閣委員会の審査を経て、4月9日の本会議で、「重要経済安保情報保護活用法案」は修正議決され、「経済安全保障確保推進法改正案」は可決され、5月10日の参議院本会議で、可決、成立した。**【詳細は、第1-2(2) 経済安全保障関係 (24ページ) 参照】**

世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口減少等の食料、農業、農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定める「食料・農業・農村基本法改正案」が2月27日、内閣から提出された。同法律案は、農林水産委員会の審査を経て、4月19日の本会議で修正議決され、5月29日の参議院本会議で、可決、成立した。**【詳細は、第1-2(3) 農政関係 (26ページ) 参照】**

令和5年末に閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実施するため、妊婦及び児童の保護者等に対する新たな給付の創設、児童手当の支給期間の延長、支給額の増額及び所得要件の撤廃等の措置を講ずるとともに、これらの措置に必要な費用に充てるための子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債について定めた「子ども・子育て支援法等改正案」が2月16日、内閣から提出された。同法律案は、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会の審査を経て、4月19日の本会議で可決され、6月5日の参議院本会議で、可決、成立した。**【詳細は、第1-2(4) 子ども・子育て関係 (28ページ) 参照】**

今後も増加が見込まれる在留外国人の利便性の向上等を図るため、中長期在留者又は特別永住者が在留カード等と個人番号カードを一体化した特定在留カード等の交付の申請を行うことができるようにし、一体化したカードに関する手続を地方出入国在留管理局又は市町村において一元的に処理することを可能とするほか、在留カード等の記載事項や有効期間の見直しを定めた「入管法等改正案」及び近年における技能実習制度や特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成等を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設するとともに、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる「入管法及び外国人技能実習適正実施法改正案」が3月15日、内閣から提出された。両法律案は、法務委員会の審査を経て、5月21日の本会議で、「入管法等改正案」は可決され、「入管法及び外国人技能実習適正実施法改正案」は修正議決され、6月14日の参議院本会議で、可決、成立した。**【詳細は、第1-2(5) 出入国在留管理関係 (30ページ) 参照】**

荷主等に対し、トラックドライバーの荷待ち時間等及び荷役時間の短縮等に資する取組を行う努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対して計画の作成及び取組実施状況の報告等を義務付けること、軽トラック事業者に対し営業所ごとに貨物軽自動車安全管理者の選任を義務付けること等の措置等を定めた「物流総合効率化法・貨物自動車運送事業法改正案」が2月13日、内閣から提出された。同法律案は、国土交通委員会の審査を経て、4月11日の本会議で可決され、4月26日の参議院本会議で、可決、成立した。**【詳細は、第1-2(6) 物流関係 (34ページ) 参照】**

地方公共団体の運営の合理化及び適正化並びに持続可能な地域社会の形成を図るとともに、大規模な災害や感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例の創設等の措置を講ずる「地方自治法改正案」が3月1日、内閣から提出された。同法律案は、総務委員会の審査を経て、5月30日の本会議で修正議決され、6月19日の参議院本会議で、可決、成立した。**【詳細は、第1-2(7) 地方自治制度関係 (36ページ) 参照】**

自由民主党の政策集団（派閥）等における政治資金収支報告書の不記載の問題を受けて、政治資金の透明性、公開性を確保するため、5月17日、自民より、政治団体の代表者の責任強化、政治資金監査の強化、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、政策活動費の使途明細の公開の導入等の措置を定める「政治資金規正法改正案」が提出された。また、同月20日、立憲、国民、有志より、収支報告書等に関する政治団体の代表者に対する罰則の強化、政策活動費の禁止等の措置を定める「政治資金規正法等改正案」及び立憲より、政治資金パーティーの開催禁止

について定める「政治資金パーティー開催禁止法案」が提出された。さらに、同月22日、維教より、企業及び団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治資金パーティーの対価支払者の公開基準の引下げ等を定める「政治資金規正法及び租税特別措置法改正案」が提出された（後に委員会採決前に撤回許可された。）。なお、第208回国会の令和4年6月3日に、立民^{*}より、企業及び団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価支払の禁止等の措置を定める「政治資金規正法及び租税特別措置法改正案」が提出され、第213回国会まで継続審査となっていた。各法律案は政治改革に関する特別委員会の審査を経て、自民提出の「政治資金規正法改正案」は、6月6日の本会議で修正議決され、6月19日の参議院本会議で、可決、成立した。【詳細は、第1-2(8)政治改革関係(38ページ)参照】

継続審査となった主な議案については、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関する規定等を設ける等の措置を講ずる「海洋再生可能エネルギー発電整備法改正案」が、本院を通過し参議院で継続審査となった。

決議案としては、「文部科学大臣盛山正仁君不信任決議案」が2月19日に提出され、同月20日の本会議において否決、「予算委員長小野寺五典君解任決議案」及び「財務大臣鈴木俊一君不信任決議案」が3月1日に提出され、同日の本会議においてそれぞれ否決、「岸田内閣不信任決議案」が6月20日に提出され、同日の本会議において否決された。

このほか、「ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案」が6月13日に提出され、同日の本会議において可決された。

※ 令和4.8.8立憲民主党・無所属、会派略称を「立民」から「立憲」に変更（会派名称は変更なし）

その他

2月23日、社会民主党の党大会が行われ、福島みずほ党首の再選が了承された。

4月15日、農林水産委員会は、食料・農業・農村基本法改正案審査のため、鹿児島県及び北海道に委員派遣を行った。

4月18日の本会議において、岸田内閣総理大臣から、米国公式訪問に関する報告について発言があり、同報告に対する質疑が行われた。

5月13日、法務委員会は、入管法等改正案、入管法及び外国人技能実習適正実施法改正案及び外国人一般労働者雇用制度整備推進法案審査のため、群馬県及び宮城県に委員派遣を行った。

5月14日及び15日、額賀議長と海江田副議長は、令和6年能登半島地震による被害及び復旧・復興状況等調査のため、石川県輪島市、珠洲市及び金沢市を訪問した。



輪島港の視察



けい
珪藻土関連の事業者の訪問

5月17日、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議（第1回）」が開催された（メンバー：両議院正副議長、各政党・各会派の代表者、内閣官房長官等）。

会期末

会期終了日の6月23日が休日に当たるため、同月21日の本会議において、請願採択及び閉会中審査の手続等が行われ、第213回国会は閉会した。

成立した主な議案

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が61件、議員提出法律案が8件であった。前記（主な議案の審議）以外の主なものは、次のとおりである。

内閣提出法律案

所得税法等改正案	所得税の定額減税の実施、賃上げ促進税制の強化等、戦略分野国内生産促進税制及びイノベーションボックス税制の創設等を行うもの
地方税法等改正案	個人住民税の定額減税の実施、法人事業税の外形標準課税の適用対象法人の見直し、評価替えに伴う土地の固定資産税等の負担調整措置の延長、森林環境譲与税の譲与基準の見直し等を行うもの
防衛省設置法等改正案	自衛官定数の変更、統合作戦司令部の新設等の自衛隊の組織改編、自衛官等の人材確保のための制度の導入、拡大、日独ACSAに関する規定の整備、国際機関等に派遣される防衛省職員の業務の追加等の措置を講ずるもの
放送法改正案	日本放送協会の放送番組について、同時配信及び見逃し配信を協会の必須業務とするほか、テレビ等の放送受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者に対して、受信契約の締結義務の対象とする等の措置を講ずるもの
民法等改正案	子の養育についての父母の責務規定の新設、父母が離婚した場合に双方を親権者と定めることができるようにする等親権に関する規定の整備、子の監護費用の支払を確保するための制度の拡充等を行うもの
低炭素水素等供給利用促進法案	低炭素水素等の供給及び利用を促進するため、基本方針の策定、計画の認定制度の創設、認定を受けた事業者に対する助成金の交付及び規制の特例措置等を講ずるもの
二酸化炭素貯留事業法案	二酸化炭素の貯留事業に係る許可制度及び貯留権の創設、貯留事業の保安確保のための必要な措置の義務付け等の措置を講ずるもの
育児・介護休業法等改正案	3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者に対し、事業者が柔軟な働き方を実現するための措置を2以上講じ、労働者が選択し利用できるように義務付けるほか、仕事と育児の両立に関する労働者の意向の確認及び意向に配慮することを事業者に義務付ける等の措置を講ずるもの
児童対象性暴力等防止措置法案（日本版DBS法案）	児童等に対して教育、保育等の役務を提供する一定の対象事業者が、児童等に対する性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにするとともに、そのために講ずべき措置等を講ずるもの

議員提出法律案

出産・子育て応援給付金差押禁止法案（地域・子ども・デジタル特別委員長提出）（衆議院）	出産・子育て応援給付金について、差押え等を禁止するとともに、非課税とする措置を講ずるもの
旧優生保護法一時金支給法改正案（地域・子ども・デジタル特別委員長提出）（衆議院）	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給の請求期限を5年延長するもの

能登半島地震住宅再建支援等給付金差押禁止法案(厚生労働委員長提出)(衆議院)	令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、差押え等を禁止する措置を講じようとするもの
公共工物品質確保法等改正案(国土交通委員長提出)(衆議院)	公共工事等従事者の休日など労働条件の適正な整備を基本理念に定めるとともに、地域の実情を踏まえた競争参加資格を適切に定めること等を発注者の責務とすること等の措置を講ずるもの
障害児童生徒教科用特定図書等普及促進法改正案(文部科学委員長提出)(衆議院)	当分の間、文部科学大臣等は、障害のある児童生徒及び日本語に通じない児童生徒の両者の学習の用に供するために教科用特定図書等を発行する場合にも教科書デジタルデータを提供することができる等の措置を講ずるもの
子どもの貧困対策推進法改正案(地域・こども・デジタル特別委員長提出)(衆議院)	法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に改めるとともに、子どもの貧困解消対策大綱で定める指標の追加及び大綱への関係者の意見反映並びに民間の団体の活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする規定等について定めるもの

今国会で承認された条約は、次期戦闘機開発に係るグローバル戦闘航空プログラム（G C A P）の管理等を我が国、英国及びイタリアのために行うG C A P政府間機関を設立するとともに、その運営等について定める「G I G O設立条約」など11件であった。

第213回国会閉会后

7月30日、安全保障委員会において、国の安全保障に関する件（防衛省・自衛隊における不適切な事案等）について、質疑が行われた。

8月14日、岸田内閣総理大臣は、会見において、自民党が変わる姿、新生自民党を国民の前にしっかり示したいとして、9月27日に行われる自由民主党総裁選挙に立候補しない意向を表明した。

同月23日、財務金融委員会において、財政及び金融に関する件について、質疑が行われた。

9月23日、立憲民主党臨時党大会において、代表選挙が実施され、野田佳彦議員が代表に選出された。

同月27日、自由民主党総裁選挙が行われ、石破茂議員が総裁に選出された。

同月28日、公明党全国大会が行われ、石井啓一議員が代表に選出された。

【第214回国会（臨時会）】

第214回国会は、令和6年10月1日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が10月9日までの9日間と議決された後、議院運営委員長の辞任が許可され、既に決算行政監視委員長が欠員になっていることに伴い、議院運営委員長及び決算行政監視委員長の選挙が行われた。引き続き、岸田内閣総辞職決定に伴う内閣総理大臣指名の投票が行われ、記名投票の結果、石破茂君291、野田佳彦君100、馬場伸幸君45、田村智子君10、玉木雄一郎君7、吉良州司君5、山本太郎君3で、石破茂君が内閣総理大臣に指名された。また、参議院においても、石破茂君が内閣総理大臣に指名された。同日、皇居での内閣総理大臣任命式及び国務大臣認証式を経て石破内閣が発足した。

同月4日には、本会議において、既に法務委員長外3委員長が欠員になっていることに伴い、4常任委員長の選挙が行われ、引き続き、災害対策特別委員会等の8特別委員会が設置された。休憩後再開された本会議において、石破内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。



内閣総理大臣の指名（第214回国会）

（出典：首相官邸HP）

所信表明演説及び代表質問

10月4日、衆参両院の本会議において、石破内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。**【所信表明演説の全文及び質疑の要旨については、第2-2（83ページ）参照】**

石破内閣総理大臣は、冒頭、日本内閣総理大臣として、全身全霊を捧げ、日本と日本の未来を守り抜くとの決意を示すとともに、政治資金問題などをめぐり、国民の政治不信を招いたことについて深い反省の念を述べた。

そして、岸田前内閣総理大臣が、自由民主党内の派閥解消や政治資金規正法改正などに取り組み、組織の長としての責任を取るために退任したこと、また、経済、エネルギー政策、こども政策、安全保障政策、そして外交政策など、幅広い分野において、具体的な成果を形にしたことについて、岸田前総理に心からの敬意を表し、その思いや実績を基に、政治資金問題などにより失った国民の信頼を取り戻し、全ての人に安心と安全をもたらす社会を実現するとした。

さらに、我が国が置かれている状況を国民に説明し、納得と共感をいただきながら安全安心で豊かな日本を再構築することが政治の責任であるとし、そのために、「ルールを守る」「日本を守る」「国民を守る」「地方を守る」「若者・女性の機会を守る」の5本の柱で、日本の未来を創り、そして、未来を守るとの決意を述べた。

「ルールを守る」の柱については、国民からの信頼を取り戻すため、「政治家のための政治ではない、国民のための政治」を実現するとし、政治資金収支報告書への不記載の問題については、問題を指摘された議員一人一人と改めて向き合い、反省を求め、ルールを守る倫理観の確立に全力を挙げ、改正された政治資金規正法を徹底的に遵守し、限りない透明性を持って国民に向けて公開することを確立しなければならないとした。そして、総理自身も説明責任を果たし、更に透明性を高める努力を最大限していくことを固く約束するとした。

「日本を守る」の柱については、まず、外交・安全保障に関して、激変する安全保障環境から日本を守り抜くとした。ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢など国際社会の分断と対立が進んでいる現状を踏まえ、日米同盟を基軸に、友好国・同志国を増やし、外交力と防衛力の両輪をバランスよく強化し、我が国の平和、地域の安定を実現するとともに、自由で開かれたインド太平洋というビジョンの下、法の支配に基づく国際秩序を堅持し、地域の安全と安定を一層確保するための取

組を主導するとした。

日韓関係に関しては、両国が緊密に連携していくことは、双方の利益にとって極めて重要であり、令和7年に国交正常化60周年を迎えることも見据えて、両国の協力を更に堅固で幅広いものとしていくとともに、日米韓で一層緊密に連携していくとした。

中国に対しては、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、あらゆるレベルでの意思疎通を重ねていくと述べるとともに、中国は、東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みを強化しており、また、幼い日本人の子供が暴漢に襲われるという断じて看過できない痛ましい事件が起きる中、我が国として主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、「建設的かつ安定的な関係」を日中双方の努力で構築し、更に日中韓の枠組みも前進させるとした。

拉致問題に関しては、ひとときもゆるがせにできない人道問題、国家主権の侵害であり、政権の最重要課題であるとした。日朝平壤宣言から20年余経過し、残された拉致被害者たちの帰国が実現していないことは痛恨の極みであるとして、日朝平壤宣言の原点に立ち返り、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するとともに、北朝鮮との諸問題を解決するため、総理自身の強い決意の下で、総力を挙げて取り組むとした。

対露制裁、対ウクライナ支援に関しては、今後とも強力に推し進め、日露関係が厳しい状況にある中、我が国としては、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持していくとした。

A S E A Nとの連携強化、グローバルサウスとの関係強化や、軍縮・不拡散、気候変動など地球規模課題への取組を進め、在外邦人の安全確保にも全力を尽くすとした。

また、我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しているとし、中国及びロシアによる領空侵犯や北朝鮮による核・ミサイル開発の継続など、地域、国際社会の平和と安全を脅かすような状況にある中、国家安全保障戦略等に基づき、我が国自身の防衛力を抜本的に強化すべきことは論を俟たないとした上で、防衛力の最大の基盤は自衛官であり、防衛力を発揮するためには、人的基盤を強化することが不可欠であるとの認識を述べた上、自衛官の生活・勤務環境や処遇の改善に向け、総理大臣を長とする関係閣僚会議を設置し、その在り方を早急に検討し成案を得るとした。

沖縄の基地負担の軽減にも引き続き取り組むとし、普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指し、辺野古への移設工事を進めるとともに、沖縄経済を強化すべく支援を継続するとした。

少子化対策に関しては、少子化とその結果生じる人口減少は、国の根幹にかかわる課題、いわば「静かな有事」であるとし、今の子育て世帯に続く若者が増えるような子育て支援に全力を挙げ、こども未来戦略を着実に実施するとともに、社会の意識改革を含め働き方改革を強力に推し進めるとした。また、少子化の原因を分析し、子育て世帯に寄り添った適切な対策を実施するとした。さらに、少子化をめぐる状況は地域によって異なるとして、若者・女性に選ばれる地方、多様性のある地域分散型社会を作り、地方創生と表裏一体のものとして若者に選ばれる地域社会の構築に向け、全力で取り組むとした。

経済・財政に関しては、日本経済のデフレ脱却を確かなものとし、日本経済の未来を創り、日本経済を守り抜くと述べた上で、「デフレ脱却」を最優先に実現するため、「経済あつての財政」との考え方に立った経済・財政運営を行い、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作るとした。そして、国全体の経済成長のみならず、国民一人当たりのGDPの増加と、満足度、幸福度の向上を優先する経済の実現のために、官民で総合的な「幸福度・満足度」の指標を策定・共有し、一人一人が豊かで幸せな社会の構築を目指すとした。

「国民を守る」の柱については、まず、物価に負けない賃上げに関して、生鮮食品、エネルギーなどの物価高に直面している中、賃上げと人手不足緩和の好循環に向けて、一人一人の生産性、付加価値及び所得を上げ、物価上昇を上回る賃金の増加を実現するとした。また、適切な価格転嫁と

生産性向上支援により最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続けるとした。

また、成長と分配の好循環が確実に回り出すまでの間、足下で物価高に苦しむ人々への支援が必要であり、こうした物価高への対応に加えて、成長分野に官民を挙げての思い切った投資を行い、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」の実現を図るため、経済対策を早急に策定し、その実現に取り組んでいくとした。まず、当面の対応として、「物価高の克服」や、「日本経済・地方経済の成長」に取り組むこととし、加えて、能登地域をはじめとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災など「国民の安心・安全の確保」を柱とするとした。

エネルギーに関しては、エネルギーの安定的な供給と安全の確保は喫緊の課題であり、AI時代の電力需要の激増も踏まえつつ、脱炭素化を進めながらエネルギー自給率を抜本的に高め、再生可能エネルギーの最適なエネルギーミックスを実現し、日本経済をエネルギー制約から守り抜くため、GX（グリーン・トランスフォーメーション）の取組を加速させ、アジア諸国の多様な取組を日本の技術力や金融力で支援するとともに、アジアの成長力を我が国に取り組むとした。

日本経済の活性化と成長を加速させるためにイノベーションの推進やスタートアップ支援策を引き続き強化するほか、政府のAI政策の司令塔機能を強化し、経済活動の基盤である金融資本市場の変革にも取り組み、「投資大国」の実現に向けた施策も講ずるとした。

社会保障に関しては、医療・年金・子育て・介護など、社会保障全般を見直し、国民が安心する社会保障制度を確立するとし、今の時代にあった社会保障へと転換し、多様な人生の在り方や選択肢を実現できる柔軟な制度設計を行い、人口減少時代を踏まえて、意欲のある高齢者、女性、障害者などの就労を促進し、誰もが年齢に関わらず能力や個性を最大限生かせる社会を目指すとした。

良好な治安の確保に関しては、子供、女性、高齢者をはじめ、全ての人が安心して暮らせるよう犯罪対策を推進し、「世界一安全な日本」を実現するとした。

防災、東日本大震災からの復興に関しては、まず、度重なる災害から、国民の生命、身体と財産を守り抜くとし、今年の日日に発生した能登半島地震で亡くなられた人々に哀悼の誠を捧げるとともに、被災されている人々に心よりお見舞いを申し上げると述べた。また、その後発生した能登半島地震の被災地における豪雨など度重なる被災の前の活気ある能登を取り戻すため、復旧と創造的復興に向けた取組を一層加速するとした。

世界有数の災害発生国である日本において、近年の更なる風水害の頻発化・激甚化に早急に対処できる人命最優先の防災立国を構築するため、防災・減災、国土強靱化^{じん}の取組を推進するとし、現在の内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面において抜本的に強化するとともに、平時から不断に万全の備えを行うため、専任の大臣を置く防災庁の設置に向けた準備を進めるとした。また、災害関連死ゼロを実現すべく、避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準も踏まえつつ避難所の在り方を見直し、平時からの官民連携体制を構築するとした。

福島の復興なくして、東北の復興なし、東北の復興なくして、日本の再生はないとの考えに立ち、被災者の生活や、産業・生業^{なりわい}の再建に全力で取り組むとし、一部の国・地域による日本産水産物の輸入停止に対し、即時撤廃を強く求めるとともに、我が国水産業の更なる発展のために、政府として責任を持って支援を行っていくとした。

「地方を守る」の柱については、地方創生の原点に立ち返り、地方を守り抜くとし、「地方こそ成長の主役」であるとの考えに立ち、これまでの成果と反省を活かし、地方創生2.0として再起動し、全国各地の取組を一層強力で支援するため、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指すとした。

また、少子高齢化や人口減少に対応するため、デジタル田園都市国家構想実現会議を発展させ、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定し、

国民の生活を守りながら、地方創生を実現していくとした。

さらに、農林水産業は地方の成長の根幹であるとして、農山漁村の雇用と所得を生み出すとともに、国家の安全保障の一環でもあることから、新たな基本法の下、最初の5年間に計画的かつ集中した施策を講じることにより、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農林水産業の持続的な発展、農山漁村の振興を図り、農林水産物の輸出をより一層促進するとした。また、持続可能な食品産業への転換を促進し、漁業・水産業の活性化に取り組むとした。

そのほか、観光産業の高付加価値化、文化芸術立国に向けた地域の文化、芸術への支援強化に取り組むとともに、地域交通は地方創生の基盤であるとして、全国で「交通空白」の解消に向け、移動の足の確保を強力に進めるとした。

2025年大阪・関西万博に関しては、同万博が、世界と交流を深め、日本の魅力を世界に向けて発信する絶好の機会であり、成功に向け関係者と心を合わせて取り組んでいくとした。

「若者・女性の機会を守る」の柱については、「教育改革」に関して、「人づくりこそ国づくり」との考え方の下、デジタル技術の活用を前提に、自ら考え、自由に人生を設計することができる能力の育成を目指し、あらゆる人が、最適な教育を受けられる社会を実現するとした。また、教職員の処遇見直しを通じた公教育の再生に全力を挙げるとともに、強靱で持続性ある「稼げる日本」の再構築のため、人生のあらゆる局面で何度でも必要な学びが得られる体制を整備するとした。

「女性活躍と女性参画」に関しては、社会のあらゆる組織の意思決定に女性が参画することを国民の目標とし、達成への指針を定め、計画的に取り組むとし、喫緊の課題である男女間の賃金格差の是正など、国民的議論を主導して制度改革を実現するとした。

自殺対策に関しては、コロナ禍で増加した女性の自殺者数が高止まりし、こども・若者の自殺者数が増加傾向にあることを踏まえ、自殺総合対策を強力に進めるとした。

「憲法改正」に関しては、憲法審査会において、与野党の枠を超え、建設的な議論を行い、国民的な議論を積極的に深めてもらうことを期待するとした。また、皇位の安定的な継承等は極めて重要なことであり、とりわけ皇族数の確保は喫緊の課題であるとして、国会において、早期に「立法院の総意」が取りまとめられるよう、積極的な議論が行われることを期待するとした。

最後に、石破内閣総理大臣は、議員になる1年前の昭和60年、渡辺美智雄代議士の「政治家の仕事は勇気と真心をもって真実を語ることだ」との言葉に大きな感銘を受けたことを紹介した上で、「国民を信じない政治が、国民の皆様にも信じてもらえないわけがありません。勇気と真心をもって真実を語り、国民の皆様の納得と共感を得られる政治を実践することにより、政治に対する信頼を取り戻し、日本の未来を創り、日本の未来を守り抜く決意であります。」と述べ、演説を締めくくった。

これに対する代表質問は、10月7日に行われ、衆議院の解散・総選挙、特に今般の衆議院の解散総選挙に係る諸問題や、政治資金規正法の改正、調査研究広報滞在費や政治の信頼回復に向けた政治改革の取組、能登半島の復旧復興の対応や防災・減災、国土強靱化の取組などについて議論が交わされた。また、経済対策では、物価高対策や賃上げ、消費税減税、成長と分配の好循環の実現の取組などが議論されたほか、外交問題では、外交・安全保障の基本方針、北朝鮮の拉致問題、中東情勢、アジア版NATOなどについて取り上げられた。その他、自衛隊員や教職員の処遇改善、地方創生、マイナ保険証の課題、教員の業務量等の負担軽減、子育て支援財源の確保、選択的夫婦別姓制度の導入、農林水産業への支援、原子力発電の位置付け、憲法改正など、幅広い議論が展開された。

参議院においては、同月8日に代表質問が行われた。

主な議案の審議

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給に関し必要な事項等を定

めようとする「旧優生保護法補償金等支給法案」が、10月7日、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長から提出され、同日の本会議で議決され、翌8日の参議院本会議で可決、成立した。

決議案としては、令和6年7月3日の最高裁判所の大法廷判決において、旧優生保護法の規定は日本国憲法に違反し、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法とされ、国の損害賠償責任が認められたことを受けて、衆議院が、最高裁判所判決を真摯に受け止め、優生思想に基づく誤った施策を推進させたことについて、その責任を認め、心から深く謝罪すること等を内容とする「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議案」が10月7日に提出され、同日の本会議において可決された。

衆議院の解散

石破内閣総理大臣は、9月30日の党本部で行われた自民党新総裁としての記者会見において、「10月1日、国会の首班指名で内閣総理大臣に選出されれば直ちに組閣を行い、政権を発足させたいと考えております。新政権は、できる限り早期に国民の審判を受けることが重要であると考えており、諸条件が整えば、10月27日に解散総選挙を行いたいと考えております。」と表明していた。

翌10月1日、内閣総理大臣就任後の記者会見において、石破内閣総理大臣は、「10月9日に衆議院を解散し、同月15日公示、同月27日に総選挙を行う」旨を表明し、同月9日の閣議で解散を決定した。

会期終了日の同月9日の本会議において、立憲が提出した石破内閣不信任決議案の議題宣告の直後に議長に解散詔書が伝達され、衆議院は解散された。



衆議院の解散（第214回国会）

その他

第214回国会においては、議院運営委員会、委員長及び理事互選のための8特別委員会、国家基本政策委員会、国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）並びに「旧優生保護法補償金等支給法案」起草のため開会された地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会を除き、他の委員会は開会されなかった。

前国会から継続した議案等は118件（議員提出法律案108件、国会の承諾を求めるの件5件、決算

その他3件、規則案2件)であり、いずれも委員会等において審査未了となった。今国会に提出された議案は、衆議院議員提出法律案7件であり、そのうち6件は委員会に付託されるに至らなかった。また、参議院議員提出法律案は1件であり、参議院において委員会に付託されるに至らなかった。

成立した議案

今国会において成立した法律案は、議員提出法律案である「旧優生保護法補償金等支給法案」(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)の1件であった。

第215回国会召集前

10月27日に行われた第50回衆議院議員総選挙で、自由民主党及び公明党は、公示前の議席を割込み過半数(233議席)の議席に達しなかった。【詳細は、第1-3(3)第50回衆議院議員総選挙(46ページ)参照】

10月31日、公明党の石井啓一代表は、総選挙で公明党にとって厳しい結果となったとして、代表を辞任する意向を表明した。

11月9日、公明党臨時全国大会が行われ、斉藤鉄夫議員が代表に選出された。

同日、自由民主党の石破茂総裁と公明党の斉藤鉄夫代表は連立政権合意書に署名し、連立政権体制は継続することとなった。

【第215回国会(特別会)】

第215回国会は、令和6年11月11日に召集された。

この国会は、先の第214回国会で衆議院が解散され、10月27日に総選挙が行われたのを受けて召集された特別会である。

召集日の本会議において、正副議長の選挙が行われ、議長には額賀福志郎君、副議長には玄葉光一郎君が当選した。

次いで、議席の指定を行い、会期を11月14日までの4日間と議決した後、議長は、議院運営委員を指名し、議院運営委員長を選挙の手續を省略して指名した。

引き続き、内閣総理大臣の指名の投票が行われ、記名投票の結果、石破茂君221、野田佳彦君151、馬場伸幸君38、玉木雄一郎君28、山本太郎君9、田村智子君8、吉良州司君4、神谷宗幣君3、河村たかし君3で、投票の過半数に達した者がいなかったため、石破茂君及び野田佳彦君につき決選投票を行い、石破茂君221、野田佳彦君160、無効84で、石破茂君が内閣総理大臣に指名された。また、参議院においては、石破茂君が過半数の投票を得て内閣総理大臣に指名された。同日、皇居での内閣総理大臣任命式及び国務大臣認証式を経て第2次石破内閣が発足した。

同月13日の本会議において、議長は、議院運営委員を除く各常任委員を指名し、議院運営委員長を除く各常任委員長を選挙の手續を省略して指名した。次いで、憲法審査会委員を議長が指名し、情報監視審査会委員の選任について議決し、政治倫理審査会委員を議長が指名した。また、特別委員会については、東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会等の7特別委員会が設置された。

会期終了日の11月14日、本会議において、閉会中審査の手續等が行われ、第215回国会は閉会した。

今国会に提出された議案は、衆議院議員提出法律案2件であり、継続審査となった。



額賀議長



玄葉副議長

正副議長の就任挨拶（第215回国会）

第215回国会閉会后

11月20日、自由民主党の小野寺五典政調会長、公明党の岡本三政政調会長、国民民主党の浜口誠政調会長が会談し、新たな総合経済対策について合意文書に署名した。

同月26日、政治改革に関する各党協議会の初会合が、国会内で開催された。

【第216回国会（臨時会）】

第216回国会は、令和6年11月28日に召集された。

召集日には、議席の指定が行われ、会期が12月21日までの24日間と議決された後、内閣委員長外5常任委員長の辞任が許可され、引き続き、内閣委員長外5常任委員長の選挙が行われた。また、東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会等の7特別委員会が設置された。

翌29日、石破内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

この国会は、総選挙後に行われる初めての論戦の場となり、所信表明演説及びこれに対する代表質問に加え、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を実施するための令和6年度補正予算や法律案の審議が行われ、政治資金問題、いわゆる「103万円の壁」、賃上げへの取組、物価高対策、ガソリン減税、消費税減税、社会保障制度改革、教育の無償化、選択的夫婦別氏制度、能登半島地震及び奥能登豪雨からの復興などが議論された。特に、政治資金問題では、政治資金の透明性の確保、企業・団体献金の禁止、政策活動費の問題や政治資金に関する第三者機関の設置などについて、多くの議論が交わされた。

所信表明演説及び代表質問

11月29日、衆参両院の本会議において、石破内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。**【所信表明演説の全文及び質疑の要旨については、第2-1（103ページ）参照】**

石破内閣総理大臣は、冒頭、先般の選挙で示された国民の声を踏まえ、比較第一党として、自由

民主党と公明党の連立を基盤に、他党にも丁寧^{テイジ}に意見を聞き、可能な限り幅広い合意形成が図られるよう、真摯^{マジン}に、そして謙虚^{ケンコ}に、国民の安心と安全を守るべく、取り組んでいくとの決意を表明した。

そして、全ての国民の幸せを実現するために、外交・安全保障上の課題への対応、日本全体の活力を取り戻すこと、治安・防災への更なる対応、という3つの重要政策課題への対応を進める方針を打ち出した。

第一に、外交・安全保障上の課題への対応については、現状の厳しく複雑な国際社会においても、我が国としての、そして同盟に基づく抑止力・対処力を維持・強化しつつ、各国との対話を重ね、我が国にとって望ましい安全保障環境を作り出し、分断と対立を乗り越え、法の支配に基づく国際秩序を断固として堅持していくとした。

続いて、ペルーでのAPEC及びブラジルでのG20における各国首脳との個別の意見交換における内容について言及した。

日米関係については、バイデン大統領とは、今後も、揺るぎない日米同盟を更に発展させていくことで一致したとし、日米安保体制は、我が国の外交・安全保障政策の基軸であり、米国、在日米軍施設区域の存在から、戦略上大きな利益を得ていると述べ、トランプ次期大統領とも率直に議論を行い、同盟を更なる高みに引き上げていきたいとの考えを示した。

日韓関係については、韓国^{コソ}の尹大統領とは、令和7年、国交正常化60周年を迎える中、首脳会談も頻繁に行い、日韓関係を大いに飛躍させる年にしようということによって一致したと述べた。

日中関係については、習国家主席ともかみ合った議論ができたとの感触を示し、日中間には様々な懸案、意見の相違があるが、諸課題について主張すべきことは主張し、その上で、協力できる分野では協力していくとした。中国の安定的発展が地域全体の利益となるよう、「戦略的互惠関係」の包括的推進、「建設的かつ安定的な関係」の構築という大きな方向性にに基づき、今後も首脳間を含むあらゆるレベルで中国との意思疎通を図るとした。

また、日露関係については、厳しい状況にあるが、我が国としては領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持するとした。

防衛力の抜本的強化については、厳しい安全保障上の現実を直視し、国家安全保障戦略等に基づき、我が国の防衛力の抜本的強化を着実に進めるとともに、同盟国・同志国との連携を更に深めることで、我が国の独立と平和、国民の命と平和な暮らしを守り抜くとした。

防衛力の最大の基盤である自衛官の充足が約90%にとどまっていることについては極めて深刻な課題であるとの認識を示し、自衛隊員の生活・勤務環境の改善等、早急^{サイキウ}に実現可能な方策は経済対策に盛り込み、併せて、退職後も社会で活躍するための施策の方向性についても、年内に結論を得て、可能なものから令和7年度予算に盛り込むとした。

また、沖縄県を含む基地負担の軽減に取り組み、普天間飛行場の一日も早い返還実現のため、辺野古移設工事を着実に進めるとともに、沖縄経済の強化に向けた支援の継続や、在日米軍施設・区域の自衛隊による共同使用を進めるとともに、駐留に伴う諸問題の解決にも取り組むとした。

サイバー攻撃の脅威については、差し迫った課題であるとの認識の下、サイバー安全保障分野での対応能力を向上させるための法律案を、可能な限り早期に国会に提出するべく検討を加速するとした。

拉致問題については、単なる誘拐事件でなく国家主権の侵害であり、時間的制約のあるひとときもゆるがせにできない人道問題であり、政権の最重要課題であるとし、断固たる決意の下、その解決に取り組むとした。

第二に、日本全体の活力を取り戻すことについては、人口減少によって地域及び経済の活力が低下して、我が国の経済・社会システムの持続可能性への不安を生み、更なる人口減少につながりか



石破内閣総理大臣の所信表明演説（第216回国会）

ねないとの認識の下、この流れを反転させるため、地域の活力を取り戻す地方創生の再起動、経済の活力を取り戻す「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行、全世代型社会保障の構築等の3つの取組を強力に進めていくとした。

地方創生は、日本の活力を取り戻す経済政策であり、そして多様性の時代の国民の、多様な幸せを実現するための社会政策であるとし、「産官学金労言」で英知を集め、我が「まち」を輝かせるため、共に取り組んでいくとの決意を示し、デジタル技術の活用や、地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進めていくとした。また、「地方創生2.0」を起動し、我が国の社会や経済の起爆剤とするため、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増し、新しいICT技術もフル活用しながら、地方の農林水産業、製造業、サービス業の高付加価値化を進めるとともに、新たな重点として文化芸術・スポーツの振興にも取り組み、大阪・関西万博の機会も最大限に活用すると述べた。

農林水産業・食品産業の生産基盤を強化し、食料安全保障を確保し、農林水産業に携わる人々が安心して再生産でき、食料システム全体が持続的に発展し、活力ある農山漁村を後世へ引き継げるよう、施策を充実・強化するとした。

地方の取組が花開くためには、国としての環境整備も必要であるとした。GXの例では、投資の予見可能性を高めるため、温室効果ガスの排出削減を求めつつ、国として20兆円規模の先行投資支援を行い、官民で150兆円を超えるGX投資を実現するとした。また、GXによる産業構造や産業立地の将来像について、2040年に向けたビジョンを年内に示すとともに、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画もまとめるとした。

「地方創生2.0」には、魅力ある働き方・職場づくりも重要であるとして、短時間正社員の活用や、女性の雇用における「L字カーブ」の解消、男性の育児休業の推進にも取り組み、社会の構造・意識の変化につなげていくとし、さらに、教職員の働き方改革や給与面を含む処遇改善などを通じて、公教育の再生を進めるとした。

経済の活力を取り戻すことについては、コストカットではなく、付加価値の創出に力点を置いた経営・経済への転換を進めなければならないとし、政労使の意見交換において、大幅な賃上げを行うことへの協力を要請し、最低賃金を引き上げていくための対応策の策定を関係閣僚に指示したと述べた。

また、DXを切り口として、日本の潜在的な強みであるAI、量子、バイオ、宇宙、フュージョン、GX等の戦略分野のイノベーションとスタートアップの支援、スキル向上などの人への投資を進め、今こそ、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現し、我が国を、世界をリードするイノベーションが常に生み出される豊かな国とするとした。

さらに、子育て支援を強力に推進するとともに、国民が安心する社会保障制度を構築し、現役世代の負担を軽減し、意欲のある高齢者をはじめ女性、障害者などの就労を促進し、誰もが年齢に関わらず能力や個性を生かして支え合う、全世代型の社会保障を構築していくとし、経済あつての財政との考えの下、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済、財政を作っていくと述べた。

第三に、治安・防災への更なる対応については、避難所での生活環境を改善し、災害関連死を防ぐためにも、避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準を、発災後早急に、全ての避難所で満たすことができるよう、事前防災を進め、避難所となる全国の学校体育館の空調整備のペースを2倍に加速するとした。

能登半島地震・豪雨での教訓も踏まえ、キッチンカー、トイレカーなどの迅速な派遣のための官民連携による登録制度の創設、資機材・物資の分散備蓄、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設など、避難者の生活環境の向上のため、最大限の対応をしていくとともに、被災者が災害関連の各種申請を容易に行えるよう更なる改善に取り組み、他の自治体に派遣する職員に対する訓練やあらかじめ支援自治体を定めるなどの準備も進めるとした。

政府における体制についても、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面において抜本的に強化することに加え、11月1日に立ち上げた「防災庁設置準備室」において、令和8年度中の防災庁の設置に向け着実に準備を進める方針を示した。

東日本大震災からの復興については、「福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なし。」という決意の下、被災者の生活や産業・生業の^{なりわい}再建、福島イノベーション・コースト構想の推進に全力で取り組むとした。

治安対策では、いわゆる「闇バイト」による強盗・詐欺といった犯罪を許さないとして、いわゆる匿名・流動型犯罪グループの検挙を徹底するための取組を一層推進していくとした。また、学校での啓発活動、若者に向けたSNSによる情報発信等を強化するとともに、「闇バイト」を募集する情報のインターネット上からの削除にも一層努め、防犯カメラ等の整備、青パトによる活動などを支援し、町ぐるみの防犯対策を更に促進し、性暴力、DV、虐待等の防止、被害者支援も推進するとした。

経済対策・補正予算については、国民に暮らしが豊かになったと感じてもらうためには、現在や将来の賃金・所得が増えていくことが必要であるとして、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定したと述べた。

第一に、日本経済・地方経済の成長のためには、物価上昇を上回る賃金上昇を実現していく必要があり、最低賃金の引上げに取り組むほか、円滑かつ迅速な価格転嫁を進めるとともに、省力化・デジタル化投資の促進や、経営基盤の強化・成長のための支援を充実させるとした。

また、地方創生の「基本的な考え方」を年末までに取りまとめ、地方創生の交付金を倍増しつつ、前倒しで措置するとした。

さらに、資産運用立国及び投資立国を実現し、今後2030年度までにAI・半導体分野に10兆円以上の公的支援を行い、10年間で50兆円を超える官民投資を引き出し、経済安全保障の強化や、リスクリングを含む人への投資も促していくとした。

第二に、成長型経済への移行に当たり誰一人取り残されないようにすることが重要であるとして、低所得者世帯の人々に対し給付金の支援を行うとした。また、地域の実情に応じて、エネルギーや

食料品価格の高騰に苦しむ人への支援、価格転嫁が困難な中小企業への支援、学校給食費への支援のほか、新たに、厳冬期の灯油支援も行えるようにし、家庭の電力使用量の最も大きい1月から3月の冬季の電気・ガス代等の支援、更にクリーンエネルギー自動車の購入支援や省エネ性能の高い住宅へのリフォームを支援するとした。

第三に、国民の安心・安全の確保については、能登地域の人々が受けた地震・豪雨の度重なる被害からの一刻も早い復旧と創造的復興を一層加速し、被災者の生活再建、生業再建を後押しするとした。また、防災・減災、国土強靱化^{じん}を着実に推進するとし、シェルターの確保等により国民保護の取組を強化するとした。

いわゆる「103万円の壁」については、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げることとし、いわゆる暫定税率の廃止を含む「ガソリン減税」については、自動車関係諸税全体の見直しに向けて検討し、結論を得るとした。

政治改革については、先の選挙結果は、主権者である国民からの、政治資金問題や改革姿勢に対する叱責であったと受け止め、「政治は国民のもの」との原点に立ち返り、謙虚に、真摯に、誠実に国民と向き合いながら、取り組む方針を示した。

具体的な使途が公開されていない政策活動費の廃止、政治資金に関する必要な監査を行う第三者機関の設置、収支報告書の内容を誰でも簡単に確認できるデータベースの構築など、政治資金に関する諸課題の改革のための議論を進め、国民の政治に対する信頼を取り戻すため、様々な課題について党派を超えて議論し、年内に、必要な法整備も含めて結論を提示する必要があるとの考えを示し、誠心誠意、尽力していくと述べた。

憲法改正については、国会による発議の実現に向け、今後、衆議院及び参議院に設置された憲法審査会において建設的な議論を行い、国民的な議論を積極的に深めていくことを期待するとした。

結語として、外交においても、内政においても、国民の後押しほど大きな力はないとし、国民に信頼をいただけるよう、誠心誠意取り組んでいくと述べ、演説を締めくくった。

これに対する代表質問は、12月2日及び3日の両日行われ、政治改革関係では、企業・団体献金の禁止、政策活動費の廃止や政治資金に関する第三者機関の設置、政治資金収支報告書の不記載に関し政治倫理審査会への関係議員出席の問題などについて、また、いわゆる「103万円、106万、130万の壁」の問題、物価高対策、賃上げや価格転嫁等、エネルギー政策、食料安全保障の確保、教育費の負担軽減、能登地域の被災者支援、防災庁の設置等について議論が行われた。さらに、今後の日米・日中・日韓関係、ASEANとの関係強化、核兵器禁止条約(NPT)・核廃絶に向けた取組、防衛力の強化と自衛官の処遇・勤務環境の改善や、能動的サイバー防御に向けた体制整備、憲法改正問題のほか、地方創生、沖縄の基地負担軽減及び振興予算、選択的夫婦別氏制度、いわゆる闇バイト対策など幅広い議論が展開された。

参議院においては、同月3日及び4日に代表質問が行われた。

令和6年度補正予算審議

日本経済は、33年ぶりの高水準の賃上げ、名目100兆円超の設備投資、名目600兆円超のGDPを実現するなど、前向きな動きが見られ、この好循環を後戻りさせることなく、デフレ脱却を確かなものとし、新たな経済ステージへの移行を実現していく必要があるとの認識の下、令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、①全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす「日本経済・地方経済の成長」、②誰一人取り残されない形で、成長型経済への移行に道筋をつける「物価高の克服」、③成長型経済への移行の礎を築くための「国民の安心・安全の確保」の各項目を実施するために必要な経費の追加等を行う令和6年度補正予算は、12月9日に予算委員会にて趣旨説明の聴取が行われ、同委員会の審査を経て、同月

12日の本会議において、一般会計補正予算は修正議決、特別会計補正予算及び政府関係機関補正予算は可決され、同月17日の参議院本会議で可決、成立した。【詳細は、第3-14 予算委員会（324ページ）参照】

主な議案の審議

令和6年8月8日付けの人事院勧告に基づく「一般職給与法等改正案」及び内閣総理大臣等の特別職職員の給与額の改定を行う「特別職給与法等改正案」が12月9日、内閣から提出された。両法律案は、内閣委員会の審査を経て、12月12日の本会議で可決され、12月17日の参議院本会議で可決、成立した。

内閣総理大臣が、国と国以外の者が共同してクラウドサービスを利用することができるようにするために必要な措置等を講じなければならないこととするとともに、当該共同利用が行われる際の金銭の保管に関する規定を整備する「デジタル行政推進法改正案」が12月9日、内閣から提出された。同法律案は、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会の審査を経て、12月19日の本会議で可決され、12月24日の参議院本会議で可決、成立した。

議員提出法律案では、政治資金の透明性、公正性を高める措置を講ずること等を内容とする、以下の9法律案が提出された。

〈12月4日提出〉

- ①立憲、維新、国民、共産、参政、保守の共同提出、政治資金規正法改正案（大串博志君外12名提出、衆法第2号）

〈12月9日提出〉

- ②自民提出、政治資金規正法等改正案（木原誠二君外5名提出、衆法第6号）
- ③自民提出、国会法改正案（木原誠二君外5名提出、衆法第7号）
- ④自民提出、政治資金委員会法案（木原誠二君外5名提出、衆法第8号）
- ⑤立憲、維新、参政、保守の共同提出、政治資金規正法改正案（大串博志君外7名提出、衆法第9号）、
- ⑥立憲、有志、参政の共同提出、政治資金規正法及び租税特別措置法改正案（大串博志君外9名提出、衆法第10号）

〈12月10日提出〉

- ⑦国民、公明の共同提出、政治資金監視委員会等設置法案（古川元久君外3名提出、衆法第11号）
- ⑧国民提出、政党交付金交付停止法案（古川元久君外2名提出、衆法第12号）
- ⑨立憲提出、政治資金規正法等改正案（大串博志君外7名提出、衆法第13号）

9法律案のうち、①は12月9日に、②から⑨は12月10日にそれぞれ政治改革に関する特別委員会に付託された。同委員会の審査を経て、12月17日の本会議において、①は可決、②は修正議決、⑦は可決され、12月24日の参議院本会議で3法律案とも可決、成立した。なお、③及び④については12月16日に撤回許可され、⑤、⑥、⑧及び⑨は継続審査となった。【詳細は、第1-2 (8) 政治改革関係（42ページ）参照】

その他

12月1日、日本維新の会の臨時党大会において代表選挙が実施され、吉村洋文大阪府知事が代表に選出され、翌2日、国会議員団の両院議員総会で前原議員が共同代表に選出された。

同月19日の議院運営委員会において、衆議院の選挙制度について、国会において抜本的な検討を行うため、衆議院議長の下に「衆議院選挙制度に関する協議会」を設置することが決定された。

会期末

12月20日の本会議において、今国会の会期を12月24日まで3日間延長することが議決された。会期終了日の12月24日、本会議において、閉会中審査の手續等が行われ、第216回国会は閉会した。

成立した主な議案

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が9件、議員提出法律案が7件であった。前記（主な議案の審議）以外の主なものは、次のとおりである。

内閣提出法律案

国家公務員育休法改正案	人事院が令和6年8月8日に国会及び内閣に対して行った意見の申出に鑑み、国家公務員の育児時間制度を拡充するもの
地方交付税法等改正案	令和6年度補正予算により増額された同年度の交付税について、普通交付税の増額交付及び特別交付税の増額交付を行った上で、公庫債権金利変動準備金の活用の取りやめを行い、残余の額を令和7年度分として交付すべき交付税に加算する措置を講ずるもの

議員提出法律案

国会議員歳費法改正案 （議院運営委員長提出） （衆議院）（第14号）	議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合について現行水準に据え置くもの
国会議員歳費法改正案 （議院運営委員長提出） （衆議院）（第20号）	議長、副議長及び国会議員は、支給を受けた調査研究広報滞在費の支出に関する報告書を領収書等の写しを添付して議長に提出し、その報告書及び領収書等の写しの公開すること、及び残余がある場合はその額を返還しなければならないとするもの

第216回国会閉会后

令和7年1月23日、沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、沖縄及び北方問題に関する件について、質疑が行われた。

(2) 経済安全保障関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

世界各国が戦略的物資の確保や重要技術の獲得にしのぎを削る中、我が国の経済安全保障の取組を抜本的に強化することが重要であるとの認識の下、令和4年の第208回国会（常会）において、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）が制定された。経済安全保障推進法では、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ制度）等、4つの制度が整備された。衆参両院の内閣委員会は附帯決議の中で、政府に対し、国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて、必要な措置を講ずることを求めた。

令和5年2月、主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズを踏まえ、セキュリティ・クリアランス制度等について検討を行うため、政府は有識者会議を設置した。令和6年1月、同有識者会議は最終とりまとめを公表し、制度の必要性や具体的な方向性等を示した上で法整備を含めた対応を政府に促した。同月、岸田内閣総理大臣は、安全保障の概念が経済・技術分野にも拡大する中、経済安全保障分野においても、セキュリティ・クリアランス制度の整備を通じ、情報保全の更なる強化を図る必要があるとして、有識者会議の最終とりまとめを踏まえ、政府保有の経済安全保障上の重要情報を保護、活用していくべく、新たな制度を新法により創設し、既存の情報保全制度である「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）とシームレスに運用するとの方針を示した。

また、経済安全保障推進法における基幹インフラ制度は、電気、ガス等、法定された14分野の中から政令で定める事業（特定社会基盤事業）について、一定の基準に該当する事業者が重要な設備の導入等を行う際に事前審査を行うもので、対象分野に港湾は含まれていなかった。しかし、令和5年7月、名古屋港においてサイバー攻撃事案が発生し、物流に大きな影響が及んだ。これを受け、政府において検討が行われ、令和6年1月、岸田内閣総理大臣は、基幹インフラ制度の対象事業に一般港湾運送事業を追加する法律案を提出する方針を示した。

以上の経緯を踏まえ、令和6年2月27日、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（以下「重要経済安保情報保護活用法案」という。）及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（以下「経済安全保障推進法改正案」という。）が閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

(ア) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（内閣提出）

重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、

重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めるもの

(イ) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為が多様化し、安全保障を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、特定社会基盤役務の安定的な提供を確保するため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加するもの

ウ 審議経過

重要経済安保情報保護活用法案及び経済安全保障推進法改正案は、令和6年2月27日に提出され、3月19日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、内閣委員会に付託された。

同委員会においては、同月22日、高市国務大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑に入った。同月28日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、4月2日に経済産業委員会との連合審査会を開会した。同月5日、岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行い、質疑を終局した。

質疑終局後、重要経済安保情報保護活用法案に対し、自民、立憲、維教、公明、国民及び有志の6会派共同提案による修正案並びに国民の提案による修正案がそれぞれ提出され、両修正案の趣旨の説明を聴取した。次いで、討論を行い、採決を行った結果、国民の提案による修正案は賛成少数をもって否決され、自民、立憲、維教、公明、国民及び有志の6会派共同提案による修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決された。また、経済安全保障推進法改正案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

同月9日の本会議において、重要経済安保情報保護活用法案は修正議決、経済安全保障推進法改正案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、5月10日の本会議で可決され、成立した。

(修正の内容)

政府は、毎年、有識者の意見を付して、重要経済安保情報の指定等の運用状況について国会に報告するとともに、公表するものとする等

エ 主な質疑事項

- ①重要経済安保情報保護活用法案と特定秘密保護法との関係
- ②重要経済安保情報の定義を明確にする必要性
- ③適性評価に係る個人情報の目的外利用を禁止する規定の実効性を担保するための方策
- ④政務三役を適性評価の対象とする必要性
- ⑤重要経済安保情報の指定等について国会による監視を行う必要性
- ⑥民間企業が保有する重要な情報の保全の在り方
- ⑦今後の基幹インフラ制度の対象の見直しについての考え方

(3) 農政関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 食料・農業・農村基本法制定後の変化

農政に係る基本理念や基本的施策等を定める「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)が制定されてから四半世紀が経過する間、我が国の食料、農業、農村をめぐる情勢には、世界的な食料需給の変動や国際情勢の不安定化等による食料安全保障上のリスクの増大、地球温暖化の進行、人口減少に伴う国内市場の縮小や生産者の減少・高齢化などの変化が生じた。

(イ) 政府における食料・農業・農村基本法の検証

このような中、令和4年9月29日、野村農林水産大臣(当時)は食料・農業・農村政策審議会に対し、基本的な政策の検証・見直しについて諮問を行い、同審議会の下に設置された検証部会において、同年10月から集中的な審議が行われた。令和5年9月11日、同審議会は答申を行った。

(ウ) 法律案の提出

以上の経緯を受け、令和6年2月27日、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案(以下「食料・農業・農村基本法改正案」という。)が閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案(内閣提出)

近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定めるもの

ウ 審議経過

食料・農業・農村基本法改正案は、令和6年2月27日に提出され、3月26日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、農林水産委員会に付託された。

同委員会においては、同日に、坂本農林水産大臣から趣旨説明を聴取し、引き続き質疑に入り、4月4日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、10日に宮城県及び福島県において視察を行い、15日に鹿児島県及び北海道においていわゆる地方公聴会(委員派遣)を開会した。

17日に岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行い、翌18日に立憲及び有志の共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して質疑を行い、質疑を終局した。

質疑終局後、自民、維教及び公明の3党派共同提案による修正案、共産の提案による修正案並びに国民の提案による修正案が提出され、それぞれ趣旨の説明を聴取した後、原案及び各修正案

を一括して討論を行い、順次採決を行った結果、国民の提案による修正案、共産の提案による修正案並びに立憲及び有志の共同提案による修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、自民、維教及び公明の3会派共同提案による修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

翌19日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、5月29日の本会議で可決され、成立した。

(修正の内容)

先端的な技術等を活用した農業の生産性の向上に資する施策について、その対象として多収化に資する新品種を明記するとともに、育成に加えて導入の促進を明記すること

エ 主な質疑事項

- ①食料自給率の目標
- ②有事の際の必要最低限の熱量を分母に置いた食料自給率を基本計画に明記する必要性
- ③合理的な価格形成の実現可能性
- ④自治体における有機農業の普及指導員確保のための国の財政支援
- ⑤各地のJAに有機部会を設置するよう働きかける必要性
- ⑥地域計画の目標地図を描くに当たり経営規模拡大のインセンティブを伝える方法
- ⑦食育の現状と今後の取組

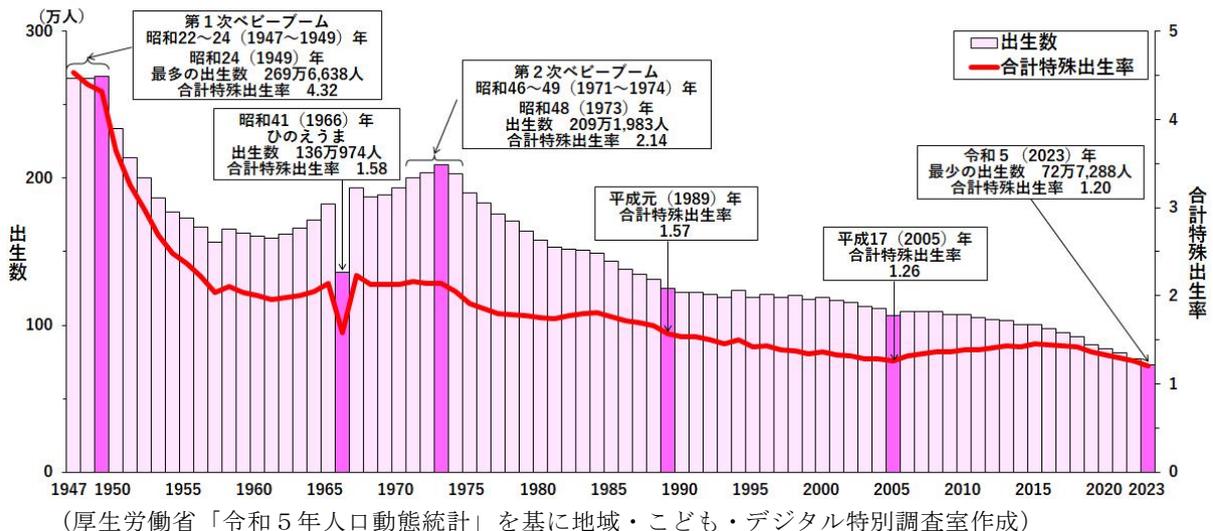
(4) 子ども・子育て関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 少子化の進展

令和4（2022）年、我が国の出生数は77万759人と、統計を開始した明治32（1899）年以来最低の数字となり、合計特殊出生率も過去最低の1.26となった（なお、令和5年において、出生数72万7,288人、合計特殊出生率1.20となり、いずれも過去最低を更新した）。

図 出生数及び合計特殊出生率の推移



(イ) こども未来戦略の策定

a 経緯

令和5年1月、岸田内閣総理大臣は、令和4年の出生数が80万人を割り込む見込みであることに触れ、少子化の問題はこれ以上放置できない課題であるとの認識を示し、従来とは次元の異なる少子化対策の実現に取り組む方針を表明した。

これを受けて、令和5年4月以降、岸田内閣総理大臣を議長に、関係閣僚、有識者、子育て当事者・関係者、関係団体（経団連、連合、全国知事会等）から構成される「こども未来戦略会議」が具体策を検討し、同年6月13日、「こども未来戦略方針」が閣議決定された。

その後、こども未来戦略会議において、内容の一層の具体化を図るために更なる議論が行われ、同年12月22日、「こども未来戦略」が閣議決定された。

b 内容

こども未来戦略では、「こども・子育て支援加速化プラン」として、①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化（児童手当の拡充、出産・子育て応援交付金の制度化）、②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（こども誰でも通園制度の創設、妊婦等に対する伴走型相談支援、ヤングケアラー支援等）及び③共働き・共育の推進（育児休業、時短勤務等に対応した経済的給付）を掲げ、令和10年度までに、各年度予算において計約3.6兆円の充実にすることとされた（内訳は①約1.7兆円、②約1.3兆円、③約0.6兆円）。

また、財源は、令和10年度までに、①既定予算の最大限の活用等（約1.5兆円）、②歳出改革による公費節減の効果（約1.1兆円）及び③社会保険制度を通じて拠出する「支援金制度」の構築（約1.0兆円）により確保するほか、安定財源を確保するまでの間に財源不足が生じないよう、必要に応じ、つなぎとして特例公債を発行することとされた。

そして、所要の法律案については、令和6年常会に提出することとされた。

（ウ）法律案の提出

以上の経緯を踏まえ、令和6年2月16日、**子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案**（以下「**子ども・子育て支援法等改正案**」という。）が閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するため、妊婦及び児童の保護者等に対する新たな給付の創設、児童手当の支給期間の延長、支給額の増加及び所得要件の撤廃等の措置を講ずるとともに、これらの措置に必要な費用に充てるための子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債について定めるもの

ウ 審議経過

子ども・子育て支援法等改正案は、令和6年2月16日に提出され、4月2日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会に付託された。

同委員会においては、同日、加藤国务大臣から趣旨の説明を聴取し、翌3日から質疑に入り、同月9日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、同月11日に厚生労働委員会との連合審査会を開会し、同月16日に岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行い、質疑を終局した。

同月18日、立憲及び維教からそれぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した。次いで、両修正案について内閣の意見を聴取した後、討論、採決を行った結果、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

翌19日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月5日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

- ①こども未来戦略に基づく諸施策とこれまでの少子化対策との違い
- ②少子化対策の財源としての子ども・子育て支援金制度の創設の是非及び国民の負担への影響
- ③児童手当の所得制限を撤廃し、多子加算のカウント方法を見直す等の拡充を行う理由
- ④こども誰でも通園制度の創設の目的及び一時預かり事業との違い
- ⑤妊婦等に対する妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化に向けた具体策
- ⑥ヤングケアラーの当事者及び支援者への周知・啓発の方法
- ⑦男性の育児休業取得状況の変化に応じて出生後休業支援給付の要件を見直す必要性

(5) 出入国在留管理関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 在留カード等と個人番号カード（マイナンバーカード）の一体化

平成30年に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（以下「平成30年改正入管法」という。）の附則において、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方についての検討条項が設けられた。

これを受け、政府は、マイナンバーカードと在留カードの一体化に向けた検討を行い、今後必要となる関連法案の提出やシステム整備を進めていくこととした。その結果を踏まえ、令和6年3月15日、**出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（内閣提出）**（以下「**入管法等改正案**」という。）が閣議決定され、同日、国会に提出された。

(イ) 育成就労制度の創設

a 技能実習制度及び特定技能制度

「技能実習制度」は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を我が国で受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度であり、平成5年に創設された。同制度を巡っては、実質的には人手不足分野における低賃金労働者の確保に利用され、制度目的と運用実態が乖離していることや、様々な人権侵害行為が発生していること等の問題点が指摘されてきた。そこで、平成28年11月、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けることなどを内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が成立し、平成29年11月から施行された。

なお、同法の附則には、施行後5年を目途として、同法の施行状況を勘案し、必要があれば同法の規定について検討を加え、検討結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の検討条項が設けられていた。

一方、「特定技能制度」は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度である。同制度は、平成30年改正入管法により創設され、平成31年4月に開始された。

なお、平成30年改正入管法の附則には、施行後2年を経過後に同制度の在り方について検討を加え、必要があれば検討結果に基づき所要の措置を講ずる旨の検討条項が設けられていた。

b 技能実習制度及び特定技能制度の見直し

(a) 特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会

技能実習制度及び特定技能制度がいずれも法律に基づく検討時期を迎えていたことから、令和4年2月から6月にかけて、古川法務大臣（当時）は「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」を開催し、両制度の在り方について関係者から意見聴取を行った。同年7月に

は、記者会見において同勉強会を通じての所感を述べ、その中で、両制度の見直しの検討におけるポイントとして、①政策目的・制度趣旨と運用実態の整合性のある仕組みとすること、②人権が尊重される制度とすること、③外国人労働者及び我が国にとってプラスとなるような仕組みとすること、④今後の日本社会における外国人の受入れと共生社会づくりの在り方について深く考え、その考えに沿った制度とすることの4点を示した。

(b) 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

令和4年11月、政府は、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を設置した。同有識者会議は、両制度の施行状況の検証や、外国人材を適正に受け入れる方策の検討を進め、令和5年11月、最終報告書を同関係閣僚会議に提出した。最終報告書においては、両制度の見直しは、①外国人の人権が保護され労働者としての権利性を高めること、②外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること、③全ての人が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとするなど、という三つの視点に重点を置き、①技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること、②外国人材に我が国が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度へ円滑な移行を図ること、③外国人の人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること、④外国人材の日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や外国人材の受入れ環境整備の取組により、外国人との共生社会の実現を目指すこと、という四つの方向性に沿って行うものとされた。

この最終報告書を踏まえ、令和6年2月、同関係閣僚会議は、現行の技能実習制度を発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする育成就労制度を創設すること等を内容とする政府方針「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」を決定した。

なお、政府方針には、育成就労制度を通じて永住に繋がる特定技能外国人の受入れ増が予想される^{つな}として、永住許可制度の適正化も併せて盛り込まれた。

c. 法律案の提出

以上の経緯を経て、令和6年3月15日、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）（以下「入管法及び外国人技能実習適正実施法改正案」という。）が閣議決定され、国会に提出された。

また、4月25日、立憲から、外国人一般労働者雇用制度の整備の推進に関する法律案（階猛君外9名提出）（以下「立憲提出法律案」という。）が衆議院に提出された。

イ 関連議案の概要

(ア) 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カードの一体化並びに一体化したカードに係る地方出入国在留管理局又は市町村における手続の一元的処理を可能とするとともに、在留カード及び特別永住者証明書の記載事項の見直し等の措置を講ずるもの

(イ) 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

現行の技能実習に代わる新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行う事業を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずるもの

(ウ) 外国人一般労働者雇用制度の整備の推進に関する法律案（階猛君外9名提出）

外国人一般労働者雇用制度の整備を総合的かつ集中的に推進するため、外国人一般労働者雇用制度の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、外国人一般労働者雇用制度整備推進本部を設置するもの

ウ 審議経過

入管法等改正案及び入管法及び外国人技能実習適正実施法改正案は、令和6年3月15日に提出され、4月16日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、法務委員会に付託された。また、**立憲提出法律案**は、同月25日に提出され、5月7日、同委員会に付託された。

同委員会においては、4月23日、**入管法等改正案**及び**入管法及び外国人技能実習適正実施法改正案**について小泉法務大臣から趣旨の説明を聴取し、翌24日から質疑に入り、同月26日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。5月8日、**立憲提出法律案**について提出者から趣旨の説明を聴取し、同日から3法律案を議題として質疑を行い、同月10日に厚生労働委員会との連合審査会を開会した。同月13日、群馬県及び宮城県においていわゆる地方公聴会（委員派遣）を開会し、意見陳述者からの意見聴取及び意見陳述者に対する質疑を行い、同月15日には岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行い、同月17日、質疑を終局した。

質疑終局後、**入管法及び外国人技能実習適正実施法改正案**に対し、自民、立憲、維教及び公明の4党派共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、各法律案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決した結果、**立憲提出法律案**は賛成少数をもって否決すべきものと議決され、**入管法等改正案**は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決され、**入管法及び外国人技能実習適正実施法改正案**については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決された。なお、**入管法等改正案**及び**入管法及び外国人技能実習適正実施法改正案**に対し、それぞれ附帯決議が付された。

同月21日の本会議において、**入管法等改正案**は可決、**入管法及び外国人技能実習適正実施法改正案**は修正議決され、参議院に送付された。また、**立憲提出法律案**は否決された。

参議院においては、6月14日の本会議で可決され、成立した。

（修正の内容）

育成就労外国人が大都市圏等に過度に集中して就労することとならないようにするための措置をはじめとする政府が講ずべき必要な措置に関する規定、永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たっての配慮に関する規定、法律の施行後3年を目途とした育成就労制度の運用状況の検証及び同制度の在り方の検討に関する規定を追加すること等

エ 主な質疑事項

- ①技能実習制度と育成就労制度の相違点及び育成就労制度の利用者にとってのメリット
- ②育成就労制度における人権侵害防止の取組
- ③育成就労外国人の受入れ見込み数の設定方法の在り方及び特定技能外国人の人数との関係
- ④外国人本人の意向による転籍の要件
- ⑤転籍前後の企業負担の平等性の確保及び都市部への人材集中に対する対応策
- ⑥監理支援機関に設置が義務付けられた外部監査人の役割
- ⑦送出機関への手数料が不当に高額となることを防止するための方策及び悪質な送出機関を排除するための措置
- ⑧人材育成を目的とする育成就労制度に派遣労働を導入する理由及びその妥当性
- ⑨外国人労働者の日本語習得を促進するための国の支援策
- ⑩外国人労働者の家族帯同の在り方
- ⑪就労、生活や教育を含む包括的な外国人政策を考える必要性
- ⑫公租公課の滞納を理由として永住者の在留資格を取り消すことの妥当性

(6) 物流関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 物流を取り巻く現状と課題

物流業界においては、荷主等に起因する長時間の荷待ちや契約にない附帯作業（荷造り、仕分け、棚入れ、ラベル貼り等）といった商慣行による長時間労働、価格競争に伴う厳しい取引環境や雇用環境等により、トラックドライバーの担い手が不足している。加えて、トラックの運転業務に係る時間外労働の上限規制の適用を令和6（2024）年4月に控え、一部のドライバーの労働時間が短くなることも想定される中、実効性ある対策を講じなければトラックの輸送能力が、2024年度に約14%、2030年度には約34%不足し、物流が停滞しかねなくなるという「物流2024年問題」が大きな課題となっていた。

(イ) 関係閣僚会議等における検討

政府は、令和5年3月に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置し、荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備について検討を行い、同年6月、①商慣行の見直し、②物流の効率化、③荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策を取りまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定した。同パッケージでは、令和12（2030）年の輸送力不足も見据え、中長期的に継続して取り組むための枠組みを、令和6年の通常国会での法制化も含め確実に整備するとし、荷主企業・物流事業者間における物流負荷の軽減、物流産業における多重下請構造の是正、荷主企業の経営者層の意識改革や行動変容等に向けた規制的措置について、法律案提出を視野に具体化するとされた。

また、荷主を所管する農林水産省及び経済産業省、物流を所管する国土交通省の3省は、物流が直面している諸課題の解決に向けた取組を進め、持続可能な物流の実現につなげることが必要不可欠であるとの観点から、「持続可能な物流の実現に向けた検討会」を設置して令和4年9月から検討を開始し、令和5年8月に最終取りまとめを行った。最終取りまとめでは、取り組むべき政策として、①荷主企業や消費者の意識改革、②非効率な商慣習・構造是正、着荷主の協力等、物流プロセスの課題の解決、③物流の標準化・効率化の推進に向けた環境整備が掲げられ、各政策の実現のために具現化すべき施策として、一定規模以上の荷主企業や物流事業者に対する中長期計画の作成等の義務付け、トラック業界における多重下請構造の是正や契約条件の明確化を図るための、運送体制台帳（下請事業者のリスト）の作成や契約締結時の契約内容の電子・書面交付の義務付け等が示された。

(ウ) 法律案の提出

以上の経緯を踏まえ、令和6年2月13日、**流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案**（以下「**物流総合効率化法・貨物自動車運送事業法改正案**」という。）が閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

物資の流通の効率化を図るため、基本理念及び国の責務並びに貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し講ずべき措置等を定めるとともに、貨物自動車運送事業における下請構造に対応するため、一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合の措置等を定めるほか、貨物軽自動車運送事業の安全対策を強化するため、貨物軽自動車運送事業者に対し貨物軽自動車安全管理者の選任を義務付ける等の措置を講ずるもの

ウ 審議経過

物流総合効率化法・貨物自動車運送事業法改正案は、令和6年2月13日に提出され、3月21日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、国土交通委員会に付託された。

同委員会においては、同月27日、斉藤国土交通大臣から趣旨の説明を聴取し、4月3日から質疑に入り、同月5日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、同月10日、質疑を終局した。質疑終局後、共産から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案について採決を行った結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

翌11日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、同月26日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

- ①これまでの総合物流施策大綱に基づく取組が結果につながらなかった原因並びに本法律案に基づく措置のこれまでのものと異なる点及び物流2024年問題への有効性
- ②本法律案に基づく実運送体制管理簿の作成が多重下請構造の是正につながるメカニズム及びトラックGメンのチェック体制の妥当性
- ③米国を参考に法律により下請次数を制限する必要性
- ④実運送を伴わずマッチングや取次ぎだけを行う事業者を把握し下請の適正化を図るための対策を講じる必要性
- ⑤下請に入るトラック事業者が標準的な運賃を収受できる保証の有無及び標準的な運賃を最低運賃とする必要性
- ⑥令和6年3月の標準的な運賃の改定により初年度で10%前後の賃上げ効果があると見込んでいる根拠
- ⑦鉄道や船舶へのモーダルシフトが進まない理由及び対応策
- ⑧高速道路における大型トラックの最高速度を90km/hに引き上げた理由、法定速度を超えた実勢速度を根拠として引き上げることの妥当性及び物流2024年問題の解決にもたらす効果
- ⑨宅配便の再配達への削減に向けた対策の実施状況及びそれを踏まえた今後の施策の方向性
- ⑩トラックの高速道路料金の深夜割引制度を拡充する必要性

(7) 地方自治制度関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 第33次地方制度調査会の動向

新型コロナウイルス感染症への対応においては、国と地方及び地方公共団体相互間で、①医療提供体制の確立や休業要請の在り方等をめぐり、意見の相違や連携不足が顕在化したこと、②複数のシステムが併存・急造されることで、各所に混乱や作業負担が生じたこと等、国と地方の関係やデジタル技術の活用等に関する様々な課題が指摘された。

このようなことを背景として、令和4年1月、第33次地方制度調査会が発足し、岸田内閣総理大臣から「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。」との諮問が行われた。

同調査会は、まず、「地方議会の在り方」について集中的に審議を進め、同年12月に関連する答申を取りまとめた。令和5年4月にはこれを踏まえ、「地方自治法の一部を改正する法律」（令和5年法律第19号）が成立した。

また、令和5年1月以降は、非平時における国と地方及び地方公共団体相互間の役割分担、地方公共団体相互間の連携・協力の在り方、地方行政のデジタル化等についての本格的な議論を進め、同年12月、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」を取りまとめ、岸田内閣総理大臣に答申した。

なお、「非平時」という表現は、議論の過程で暫定的に用いられていたもので、議論の進展を踏まえ、同答申では、「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」という表現が用いられている。

(イ) ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申(令和5年12月)

答申では、今般の感染症危機による社会の急激な変化やこれに伴う対応は、我が国がこれまで十分対応できていなかった課題を顕在化させたとし、デジタル技術を十分に活用できなかったことや、従来の法制においては想定されていなかった事態が相次いだことなどを、基本的な認識として整理した。その上で、今後の地方行政の在り方に関し、①デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応、②地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携の深化、③大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応が必要であるとし、それぞれの課題について具体的な対応策を提言した。このうち、③については、個別法の規定では想定されていない事態が生じた場合、国民の生命等の保護のため、国が地方公共団体に対し、必要な指示（国の補充的な指示）を行うことができるようにすべきとされ、当該指示を行う際の要件・手続も示された。

(ウ) 法律案の提出

答申を踏まえ、政府において検討が進められた結果、令和6年3月1日、地方自治法の一部

を改正する法律案（以下「地方自治法改正案」という。）が閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）

①公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備を行うとともに、②地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度（指定地域共同活動団体制度）の創設、③国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例（生命等の保護の措置に関する指示（国の補充的な指示）等）の創設等の措置を講ずるもの

ウ 審議経過

地方自治法改正案は、令和6年3月1日に提出され、5月7日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、総務委員会に付託された。

同委員会においては、同月9日、松本総務大臣から趣旨説明を聴取し、14日から質疑に入り、21日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。23日には自民、維教及び公明の3会派共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取し、28日、原案及び修正案に対する質疑を行い、質疑を終局した。質疑終局後、討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

同月30日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月19日の本会議で可決され、成立した。

（修正の内容）

各大臣が生命等の保護の措置に関する指示をした場合に、その旨及びその内容を国会に報告する規定を設けること。

エ 主な質疑事項

- ①第33次地方制度調査会の答申取りまとめにおける地方からの意見の反映状況
- ②国の補充的な指示権の創設に値する立法事実の有無
- ③同指示権の創設が地方分権に逆行するとの懸念
- ④同指示権を行使する際の国と地方の事前協議及び国会の関与を法定する必要性
- ⑤同指示権の安易な行使を防止する必要性及び必要最小限の行使でなければならない旨の確認
- ⑥同指示権を行使した後に検証及び個別法の見直し・改正を行う必要性
- ⑦情報セキュリティ対策のための技術的支援や地方財政措置の拡充
- ⑧公金収納事務のデジタル化の実現に向けた地方公共団体への要請の内容
- ⑨指定地域共同活動団体制度に随意契約等の特例を設ける理由

(8) 政治改革関係

〔第213回国会〕

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 政治資金パーティーをめぐる問題

令和5年12月、政治資金パーティーをめぐり、いわゆる派閥の政治団体と国会議員側との間で、収支報告書に記載のない多額の資金移動があったとする問題が報道され、以降、国会では政治資金制度に関する多くの議論がなされてきた。また、各党においても政治資金制度に関する議論・検討が行われ、各党から提言や改革案が発表された。

(イ) 各法律案の提出

令和6年5月17日、自民から政治資金規正法の一部を改正する法律案（鈴木馨祐君外5名提出）（以下「自民提出法律案」という。）が、また、同月20日、立憲、国民及び有志の3会派共同提案による政治資金規正法等の一部を改正する法律案（落合貴之君外10名提出）（以下「立憲・国民・有志提出法律案」という。）及び立憲から政治資金パーティーの開催の禁止に関する法律案（落合貴之君外7名提出）（以下「立憲提出法律案」という。）が、さらに、同月22日には維教から政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（青柳仁士君外1名提出）（以下「維教提出法律案」という。）がそれぞれ衆議院に提出された。

また、第208回国会の令和4年6月3日に立憲民主党・無所属から衆議院に提出された政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出）（以下「立民[※]提出法律案」という。）は、同国会において閉会中審査に付され、以後、第213回国会まで継続審査となっていた。

※ 令和4.8.8立憲民主党・無所属、会派略称を「立民」から「立憲」に変更（会派名称は変更なし）

イ 関連議案の概要

(ア) 政治資金規正法の一部を改正する法律案（鈴木馨祐君外5名提出）

最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、政治資金監査の強化、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、いわゆる政策活動費の使途の明細の公開の導入等の措置を講ずるもの

(イ) 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（落合貴之君外10名提出）

最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、収支報告書の不記載、虚偽記入等に関する政治団体の代表者に対する罰則の強化、政治資金監査の対象となる政治団体及び事項の拡大、収支報告書のデジタル化の一層の推進、政党から公職の候補者に対してされる寄附の禁止及び渡切りの方法による支出の禁止等の措置を講ずるもの

(ウ) 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（第208回国会、落合貴之君外4名提出）

政治に対する国民の信頼を確立し、広く国民によって支えられる政治を実現するため、会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの

(エ) 政治資金パーティーの開催の禁止に関する法律案（落合貴之君外7名提出）

政治資金パーティーをめぐる現状等に鑑み、政治資金パーティーの開催の禁止について定めるもの

(オ) 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（青柳仁士君外1名提出）

今般の政治資金をめぐる諸問題に鑑み、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、企業・団体による寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の禁止、政治資金パーティーの透明性及び公正性の確保、個人献金の促進、いわゆる政策活動費に係る「特定支出」制度の創設等の措置を講ずるもの

ウ 審議経過

立民提出法律案は、第208国会の令和4年6月3日に提出され、継続審査に付されていたものである。自民提出法律案は令和6年5月17日に、立憲・国民・有志提出法律案及び立憲提出法律案は同月20日に、それぞれ提出され、同月21日に政治改革に関する特別委員会に付託された。また、維教提出法律案は同月22日に提出され、同日、同委員会に付託された。

同日、各法律案を一括して議題とし、趣旨説明を聴取した後、翌23日から質疑に入り、同月27日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。6月3日、自民提出法律案に対し、自民から修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、各法律案及び修正案について質疑を行った。同月5日、維教提出法律案及び自民提出の修正案について撤回を許可した後、自民提出法律案に対し、自民から改めて修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、各法律案及び修正案について質疑を行った。同日、岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行い、質疑を終局した。

次いで、立憲・国民・有志提出法律案及び立民提出法律案について内閣の意見を聴取した後、各法律案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決を行った結果、立民提出法律案、立憲提出法律案及び立憲・国民・有志提出法律案はいずれも賛成少数をもって否決すべきものと議決された。自民提出法律案については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決された。

なお、自民提出法律案に対し、附帯決議が付された。その内容は、①政治資金パーティーを開催する者が同一の者から受けることができる当該政治資金パーティーの対価の支払の上限額の在り方及び政党その他の政治団体に係る政治資金パーティー以外の事業による収入の在り方について、政治活動の公正を確保する観点から、検討を行うこと、②政治団体の代表者が親族間で異動することによる政治資金の移動の制限の在り方について、公職を担う多様な人材を確保する

観点から、検討を行うこと、③政党が議会制民主政治において極めて重要な存在であることを踏まえ、政党の望ましいガバナンスの在り方について、政党の自主性及び自律性の確保に配慮しつつ、法整備の可否も含めて、中長期的に検討を行うこと、④政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと、⑤国会議員関係政治団体の収支報告書について、誰もが閲覧できるようなデータベース化を含め、検索可能性を高める情報提供の在り方について検討を行うことであった。

翌6日の本会議において、**自民提出法律案**は修正議決され、参議院に送付された。また、**立民提出法律案**、**立憲提出法律案**及び**立憲・国民・有志提出法律案**は否決された。

参議院においては、同月19日の本会議で**自民提出法律案**は可決され、成立した。

(修正の内容)

政治資金パーティーの対価支払者の氏名等に係る公開基準額の5万円超への引下げ、政策活動費の支出に係る使途の収支報告書への記載対象の拡大、政党交付金の交付停止等の制度の創設、政治資金に関する独立性が確保された機関の設置等

エ 主な質疑事項

(ア) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(鈴木馨祐君外5名提出)【自民提出法律案】

- ①国会議員関係政治団体について、代表者が交付する確認書の収支報告書への添付等を義務付ける仕組みを設けた理由及び当該仕組みの利点
- ②国会議員関係政治団体の代表者が確認書の交付に当たって行う確認が外形的なものであるか否かについての確認
- ③企業・団体献金の禁止が含まれていない理由

(自民提出法律案及び同法律案に対する修正案(6月5日提出))

- ①政治資金パーティーの対価支払者に係る公開基準を現行の20万円超から5万円超に引き下げる狙い、パーティーに係る対価を口座振込みとすることの効果、施行に向けた課題等
- ②政策活動費の支出の状況に係る領収書、明細書等の公開及びそのための保存・提出については実効性が法的に担保されていることの確認
- ③政治資金に関する独立性が確保された第三者機関の設置の狙い、効果、実施に向けた具体的な課題及びスケジュール感

(イ) 政治資金規正法等の一部を改正する法律案(落合貴之君外10名提出)【立憲・国民・有志提出法律案】

- ①1件150万円を超える金額の寄附の記載について、過失により収支報告書に記載しなかった場合でも罰金刑に処せられ公民権が停止される規定は、他の公民権が停止される違反に対する罰則と比べてバランスを欠いているとの意見に対する提出者の所見
- ②政策活動費の廃止を規定した理由

(ウ) 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（第208回国会、落合貴之君外 4 名提出）【立民提出法律案】

- ①企業・団体献金を禁止した場合に政治活動を維持するために必要な経費の確保の方策
- ②個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充に関する措置を設けた趣旨

(エ) 政治資金パーティーの開催の禁止に関する法律案（落合貴之君外 7 名提出）【立憲提出法律案】

- ①政治資金パーティーの開催を禁止とした理由及び禁止の背景にある理念
- ②立憲民主党が考える違憲審査基準に照らした政治資金パーティーの一律禁止の合憲性

(オ) 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（青柳仁士君外 1 名提出）【維教提出法律案】

- ①企業、団体によるパーティー券購入を禁止する一方で、政治資金パーティーの開催自体は禁止していない理由
- ②政策活動費について、特定支出報告書を創設する狙い並びに特定支出報告書及び領収書の公表を提出の10年後とした理由

〔第216回国会〕

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 政治資金規正法の再改正に関する議論

第213回国会において成立した改正政治資金規正法には、政治資金に関する独立性が確保された機関（いわゆる第三者機関）の具体的な内容をはじめとする検討条項が複数設けられたため、各党において政治資金規正法の再改正の検討が行われた。

第216回国会の召集に先立ち、自由民主党の呼びかけにより、政治資金規正法の再改正に向けた与野党協議の場として「政治改革に関する各党協議会」が、令和6年11月26日及び12月4日に開催された。同協議会では、企業・団体献金や政策活動費、政治資金に関する第三者機関の在り方などについて、各党間で意見交換が行われた。

(イ) 各法律案の提出

令和6年12月4日、立憲、維新、国民、共産、参政及び保守の6会派共同提案による政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外12名提出（提出時は大串博志君外10名提出）※）（以下「立憲・維新・国民・共産・参政・保守提出法律案」という。）が、また、同月9日、自民から政治資金規正法等の一部を改正する法律案（木原誠二君外5名提出）（以下「自民提出法律案」という。）、国会法の一部を改正する法律案（木原誠二君外5名提出）及び政治資金委員会法案（木原誠二君外5名提出）、立憲、維新、参政及び保守の4会派共同提案による政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外7名提出）（以下「立憲・維新・参政・保守提出法律案」という。）、立憲、有志及び参政の3会派共同提案による政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外9名提出）（以下「立憲・有志・参政提出法律案」という。）が、さらに、同月10日、国民及び公明の共同提案による政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案（古川元久君外3名提出）（以下「国民・公明提出法律案」という。）、国民から政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（古川元久君外2名提出）（以下「国民提出法律案」という。）、立憲から政治資金規正法等の一部を改正する法律案（大串博志君外7名提出）（以下「立憲提出法律案」という。）がそれぞれ衆議院に提出された。

※ 令和6.12.17「大串博志君外10名」を「大串博志君外12名」に訂正

イ 関連議案の概要

(ア) 政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外12名提出）

渡切りの方法による支出の禁止等の措置を講ずることにより、いわゆる政策活動費を禁止するもの

(イ) 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（木原誠二君外5名提出）

渡切りの方法による支出の禁止、公開方法工夫支出についての収支報告書の記載、収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実、外国人等からの寄附及び政治資金パーティーの対価の授受の禁止、政党の選挙区支部に対する寄附をした場合の寄附金控除の特例等の適用除外等の

措置を講ずるもの

(ウ) 国会法の一部を改正する法律案（木原誠二君外 5 名提出）

政治資金委員会の委員長及び委員の推薦並びに政治資金委員会の要請を受けた場合の国政に関する調査を行うため、国会に、公開方法工夫支出の監査等に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会の設置等をするもの

(エ) 政治資金委員会法案（木原誠二君外 5 名提出）

政党の公開方法工夫支出の監査を行うとともに、政治資金の制度に関する提言を行うため、国会に、政治資金委員会を置くもの

(オ) 政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外 7 名提出）

いわゆる世襲候補者が、世襲でない候補者と比較して、政治資金の面において有利となっている現状を是正し、多様な人材が国民の代表として活躍できるようにするため、国会議員に係る政治資金の親族への引継ぎを制限するもの

(カ) 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外 9 名提出）

会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの

(キ) 政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案（古川元久君外 3 名提出）

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等について定めるもの

(ク) 政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（古川元久君外 2 名提出）

政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設について定めるもの

(ケ) 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（大串博志君外 7 名提出）

収支報告書の不記載、虚偽記入等に関する政治団体の代表者に対する罰則の強化、政治資金監査の対象となる政治団体及び事項の拡大、収支報告書のデジタル化の一層の推進、政党から公職の候補者に対してされる寄附の禁止、政党の選挙区支部に対する寄附をした場合の寄附金控除の特例等の適用除外等の措置を講ずるもの

ウ 審議経過

立憲・維新・国民・共産・参政・保守提出法律案は令和 6 年 12 月 4 日に、自民提出の 3 法律案、

立憲・維新・参政・保守提出法律案及び立憲・有志・参政提出法律案は同月9日に、国民・公明提出法律案、国民提出法律案及び立憲提出法律案は同月10日に、それぞれ提出された。立憲・維新・国民・共産・参政・保守提出法律案は同月9日に、その他の8法律案は同月10日に政治改革に関する特別委員会に付託された。

同月11日、各法律案を一括して議題とし、趣旨説明を聴取した後、翌12日から質疑に入り、同月16日、国会法の一部を改正する法律案（木原誠二君外5名提出）及び政治資金委員会法案（木原誠二君外5名提出）について、撤回を許可した後、自民提出法律案に対し、自民から修正案が提出され、趣旨説明を聴取した。翌17日、各法律案及び修正案について質疑を行い、立憲・維新・国民・共産・参政・保守提出法律案、自民提出法律案及び同法律案に対する修正案並びに国民・公明提出法律案について質疑を終局した。

次いで、自民提出法律案について内閣の意見を聴取した後、各法律案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決を行った結果、立憲・維新・国民・共産・参政・保守提出法律案及び国民・公明提出法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。自民提出法律案については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決された。

なお、17日の理事会において、「企業・団体献金禁止法案については、衆議院政治改革特別委員会において精力的に議論を行い、令和6年度末までに結論を得る。」との申合せがなされた。

同日の本会議において、立憲・維新・国民・共産・参政・保守提出法律案及び国民・公明提出法律案は可決され、自民提出法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、同月24日の本会議で3法律案は可決され、成立した。

なお、立憲・維新・参政・保守提出法律案、立憲・有志・参政提出法律案、国民提出法律案及び立憲提出法律案の4法律案は、継続審査に付された。

（修正の内容）

政策活動費の廃止（渡切りによる経費支出の禁止）に係る規定及び公開方法工夫支出に係る規定を削除するもの

エ 主な質疑事項

（ア）政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外12名提出）【立憲・維新・国民・共産・参政・保守提出法律案】

- ①政治資金団体又はその他の政治団体から渡切りの支出をすることの可否
- ②政策活動費の廃止対象を全ての政治団体とすることに伴う公開や実効性の在り方について慎重に検討する必要性

（イ）政治資金規正法等の一部を改正する法律案（木原誠二君外5名提出）【自民提出法律案】

- ①政策活動費の廃止対象を政党又は国会議員関係政治団体に限定している理由
- ②公開方法工夫支出の内容及び必要な理由
- ③外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止に関し、日本法人で、かつ5

年以上上場している外資系企業を特例上場法人とし、対価支払の禁止の対象外とする理由
④収支報告書のオンライン提出の義務化について政党支部への適用の有無

(ウ) 国会法の一部を改正する法律案（木原誠二君外 5 名提出）

(エ) 政治資金委員会法案（木原誠二君外 5 名提出）

- ①政治資金委員会による公開方法工夫支出の監査のプロセス及び対象
- ②政治資金委員会による監査の結果として、公開方法工夫支出に該当しないと判断された場合における当該支出についての公表の取扱い
- ③政治資金委員会の職務の遂行に関し必要な専門的知識を有し多面的判断ができる人材の確保策

(オ) 政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外 7 名提出）【立憲・維新・参政・保守提出法律案】

国会議員関係政治団体の代表を一度秘書に譲り、その後に親族等に代表を変更するような二段階形式にした場合の世襲適用の可否

(カ) 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外 9 名提出）【立憲・有志・参政提出法律案】

- ①企業・団体献金の禁止対象から「政治団体を除く」とした趣旨
- ②政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附の量的制限の上限額を年間3,000万円に引き下げる根拠
- ③個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充の狙い

(キ) 政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案（古川元久君外 3 名提出）【国民・公明提出法律案】

- ①政治資金監視委員会の運営体制、事務局体制のイメージ及び所掌事務
- ②不記載や虚偽記載などの違法行為が疑われる場合の政治資金監視委員会の調査権限の有無及び政治資金監視委員会の行う調査内容の想定
- ③政治資金監視委員会を国会に設置することによる独立性及び実効性の担保の可否

(ク) 政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（古川元久君外 2 名提出）【国民提出法律案】

政党交付金の交付停止等に関する制度の目的、実現の必要性

(ケ) 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（大串博志君外 7 名提出）【立憲提出法律案】

- ①いわゆる連座制の強化に関し、実際の会計処理及び収支報告書の作成について国会議員がどこまで携わることを想定しているのかの具体例
- ②公開される収支報告書に係るデータベースについて名寄せや金額の合計の可否